

東京の将来人口等の推計について

- 東京の区市町村ごとの男女別、年齢階級別の常住人口、転入（出）人口及び世帯類型別の世帯数を独自に推計する。
- いずれの推計も2010年の数値（平成22年国勢調査結果）を起点とし、5年ごとに2100年まで算出する。
- 2パターンの想定シナリオを用意し、ベース推計を基に別途推計を実施する。

ベース推計

区市町村別の
男女別・年齢階級別、
日本人／外国人別
常住人口の推計

区市町村別の
転入（出）者数の推計

区市町村別の
世帯類型別世帯数の推計

シナリオ推計

①出生率上昇シナリオ

②定着外国人増加シナリオ

【シナリオの考え方】

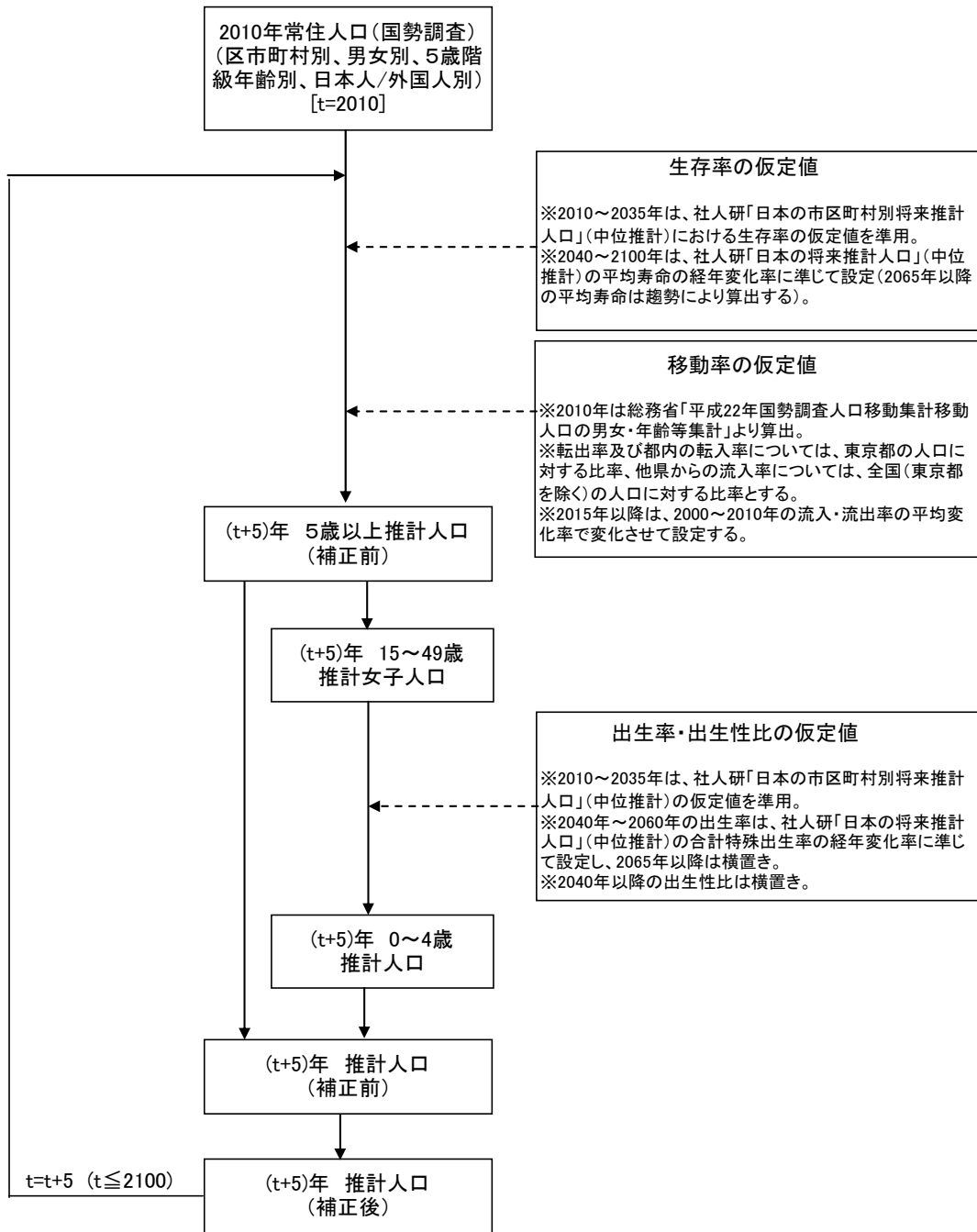
ベース推計を基に、一定のシナリオを設定して、別途推計を実施する。
シナリオとしては、減少していく人口を軽減させる施策という観点から、

- ①少子化対策による出生率上昇
 - ②積極的な外国人受入れによる流入（定着）増
- という二つのシナリオを設定する。

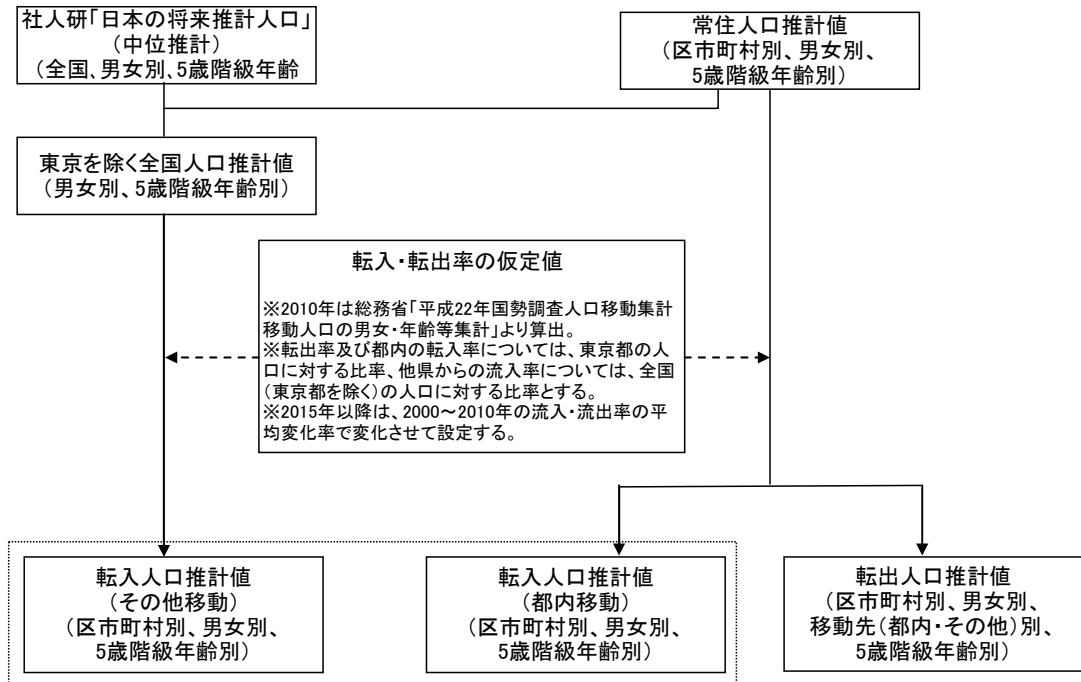
ベース推計

推計フロー

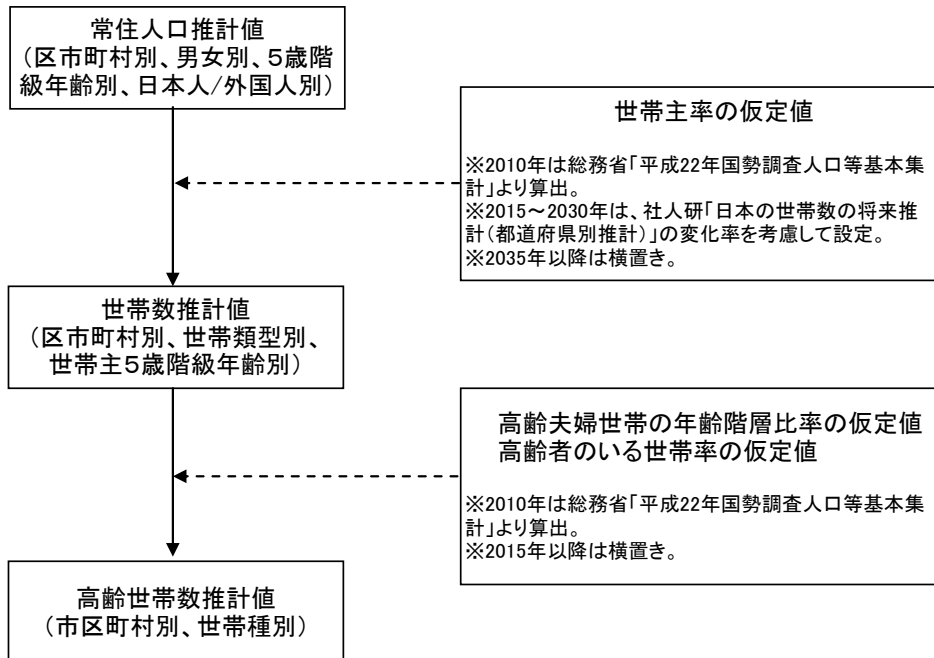
1. 常住人口



2. 転入・転出人口



3. 世帯数

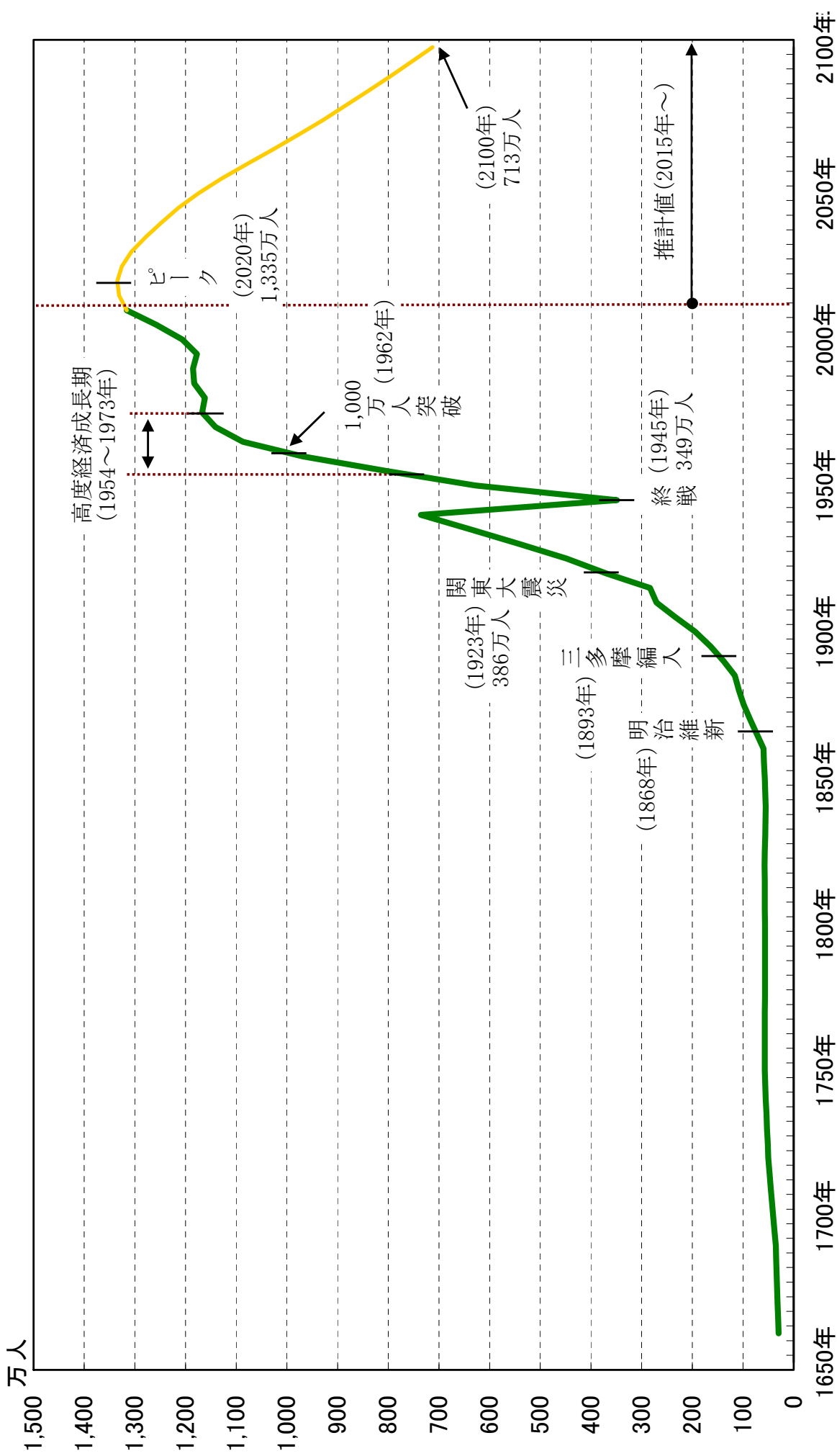


将来人口等の推計から読み取れる東京の将来の姿

【ベース推計】

- 東京の総人口は、2020年の1,335万人をピークに加速度的に減少し、2100年には713万人にまで減少。市部に比べ区部の方が急激に減少していく。(図4-2-2)
- 年齢区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口が減少していくのに対し、老年人口は2050年まで増加。(図4-2-3)
- 生産年齢人口は、年を追うごとに減少し、2050年時点で631万人(2010年比で3割減)、2100年には331万人と、2010年比で6割以上も減少。(図4-2-3)
- 年少人口は、2010年と比べ2050年に約2/3、2100年には約1/3に減少。(図4-2-3)
- 老年人口は、2010年の268万人から、ピークを迎える2050年には441万人と、40年間で約6割増加。75歳以上の老年人口で見ると、2060年がピークとなり、2010年比で約2.3倍の282万人に増加。(図4-2-4)
- 2050年以降は、すべての年齢区分で人口減少に転じるが、老年人口比率は上昇を続け、2100年には、約46%に達する。なお、75歳以上の老年人口比率については、2100年時点で約33%にまで達する。(図4-2-3、4-2-4)
- 社会移動数(転入者数-転出者数)については、転入超過の傾向は変わらないものの、転入超過数は次第に減少。全国的に人口が減少していく中で、東京への転入者数も減少していく。(図4-2-5)
- 東京の世帯数を世帯類型別にみると、単身世帯全体の割合があまり大きく変化しないのに対し、高齢者単身世帯の割合は上昇を続け、2010年の9.8%から2050年に19.4%と2倍になり、2100年には23.1%に達する。(図4-2-8)
- 高齢者単身世帯数は、2010年の62万世帯から、ピークを迎える2050年には116万世帯と、40年間で約1.9倍に増加。特に区部において急激に増加していく。(図4-2-7)
- 外国人も含めた東京の1世帯当たりの人員数については、次第に減少し、2030年には1.97人と2人を割り込む。その後、若干の揺り戻しはあるものの、基本的には減少を続け、2100年には1.95人となる。(図4-2-9)

図4-2-1 東京の人口の推移



※1867年以前(江戸時代)は『大江戸まるわかり事典』(大石学編・時事通信出版局・2005.7)より作成(ただし江戸の町人口のみ)
 ※1872年~2010年は東京都統計部「東京都の人口(推計)」より作成、2015年以降は推計値

図4-2-2 東京の将来人口推計

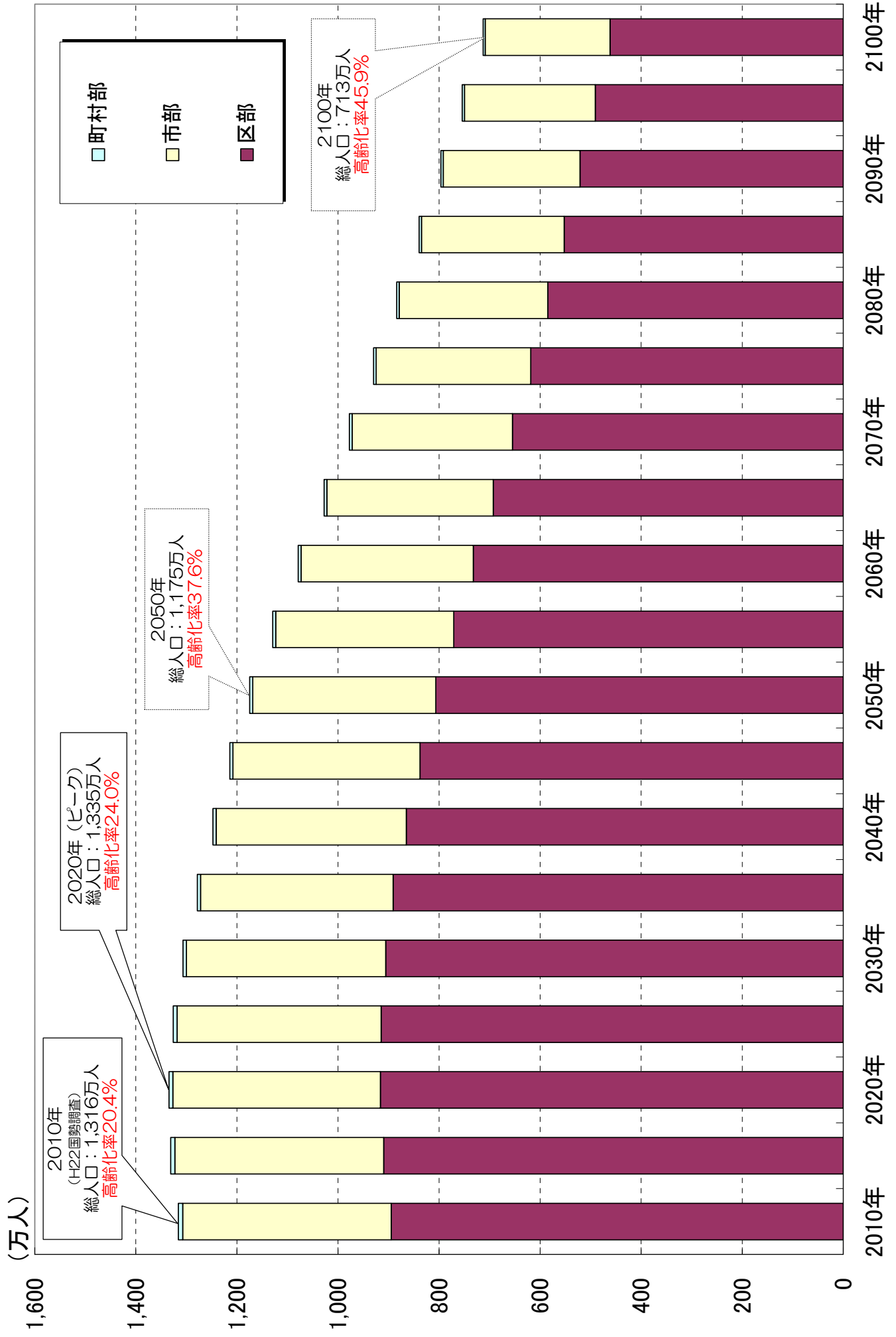
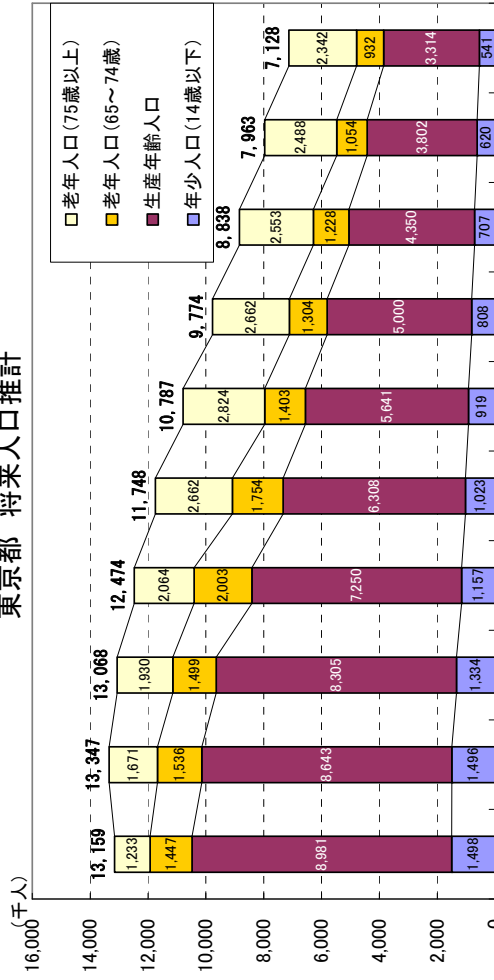


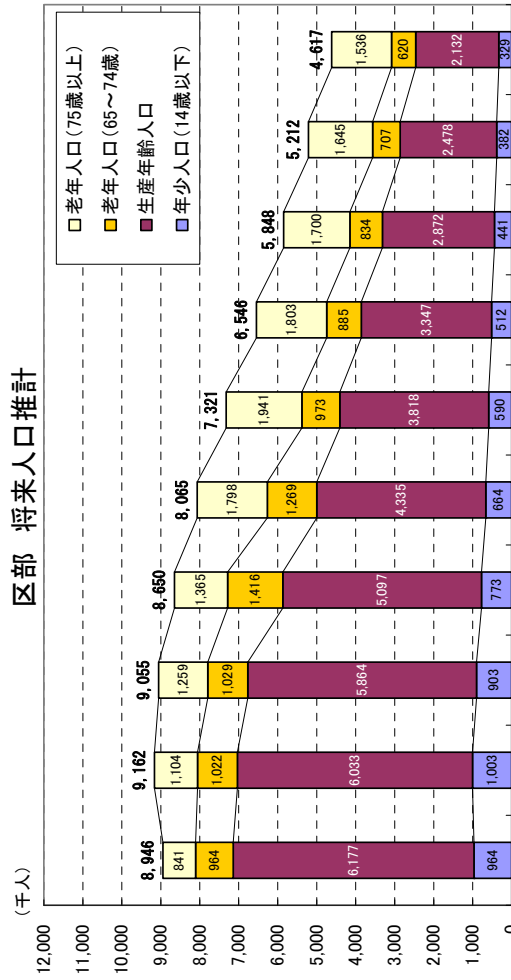
図4-2-3 東京の将来人口推計(年齢3区分別)

東京都 将来人口推計



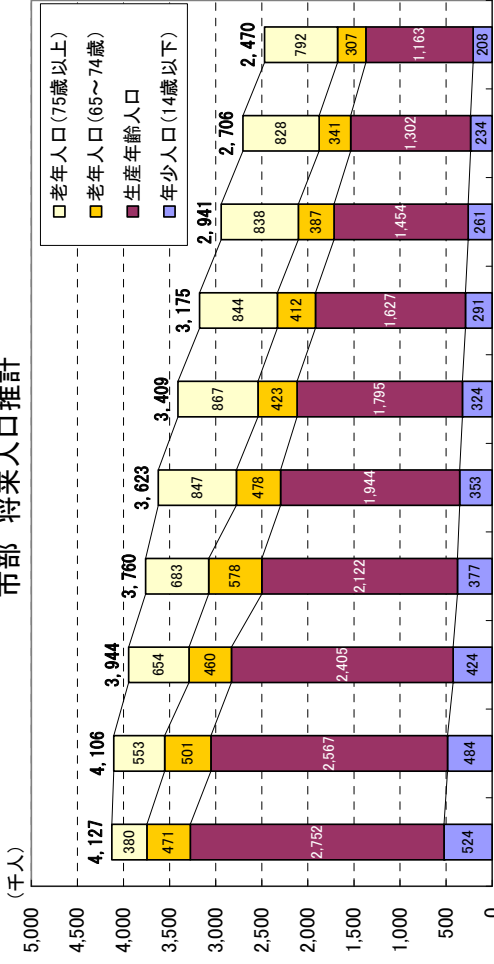
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	11.4%	11.2%	10.2%	9.3%	8.7%	8.5%	8.3%	8.0%	7.8%	7.6%
生産年齢人口比率	68.2%	64.8%	63.6%	58.1%	53.7%	52.3%	51.2%	49.2%	47.7%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	11.0%	11.5%	11.5%	16.1%	14.9%	13.0%	13.3%	13.9%	13.2%	13.1%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.5%	14.8%	16.5%	22.7%	26.2%	27.2%	28.9%	31.2%	32.9%

区部 将来人口推計



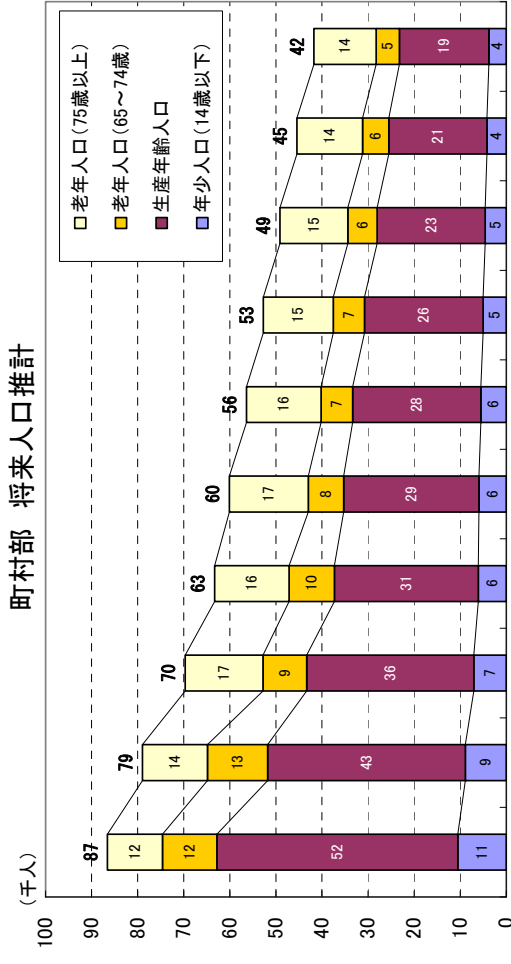
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	10.8%	10.9%	10.0%	9.0%	8.2%	7.8%	7.5%	7.3%	7.1%	7.1%
生産年齢人口比率	69.0%	65.8%	64.8%	58.9%	53.7%	51.1%	49.1%	47.8%	46.2%	46.2%
老年人口(65~74歳)比率	10.8%	11.2%	11.4%	16.4%	15.7%	13.3%	13.5%	14.3%	13.6%	13.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.0%	13.9%	15.9%	22.3%	26.5%	27.5%	29.1%	31.6%	33.3%

市部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.7%	11.8%	10.8%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	8.9%	8.6%	8.4%
生産年齢人口比率	66.7%	62.5%	61.0%	56.4%	53.7%	52.7%	51.3%	49.4%	48.1%	47.1%
老年人口(65~74歳)比率	11.4%	12.2%	11.7%	15.4%	13.2%	12.4%	13.0%	13.2%	12.6%	12.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.2%	13.5%	16.6%	18.2%	23.4%	25.4%	26.6%	28.5%	30.6%	32.1%

町村部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.2%	11.2%	10.1%	9.6%	9.8%	9.8%	9.8%	9.6%	9.3%	9.0%
生産年齢人口比率	60.4%	54.3%	52.0%	49.3%	48.9%	49.4%	48.8%	47.7%	46.9%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	13.6%	16.5%	13.6%	15.5%	12.8%	12.1%	12.9%	13.0%	12.5%	12.1%
老年人口(75歳以上)比率	13.8%	17.9%	24.3%	25.6%	28.5%	28.7%	28.8%	30.0%	31.4%	32.3%

図4-2-4 東京の高齢者数と高齢化率の推移

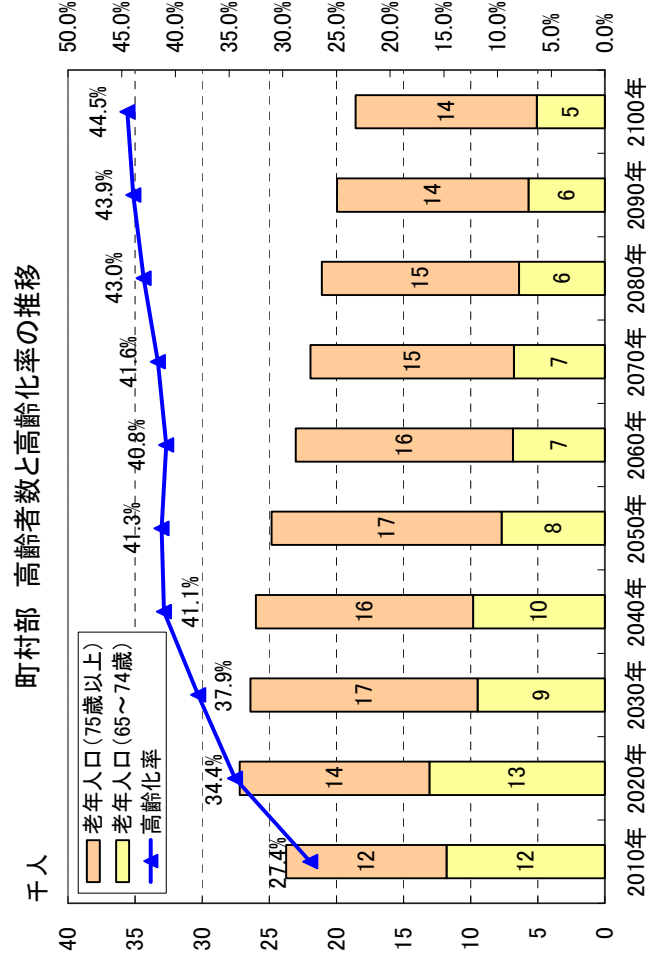
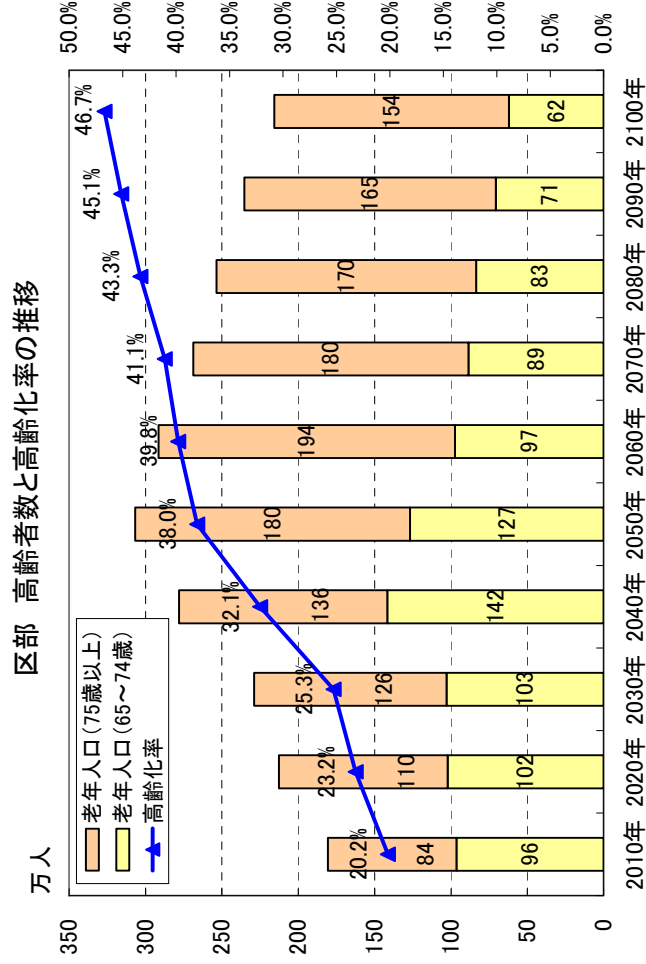
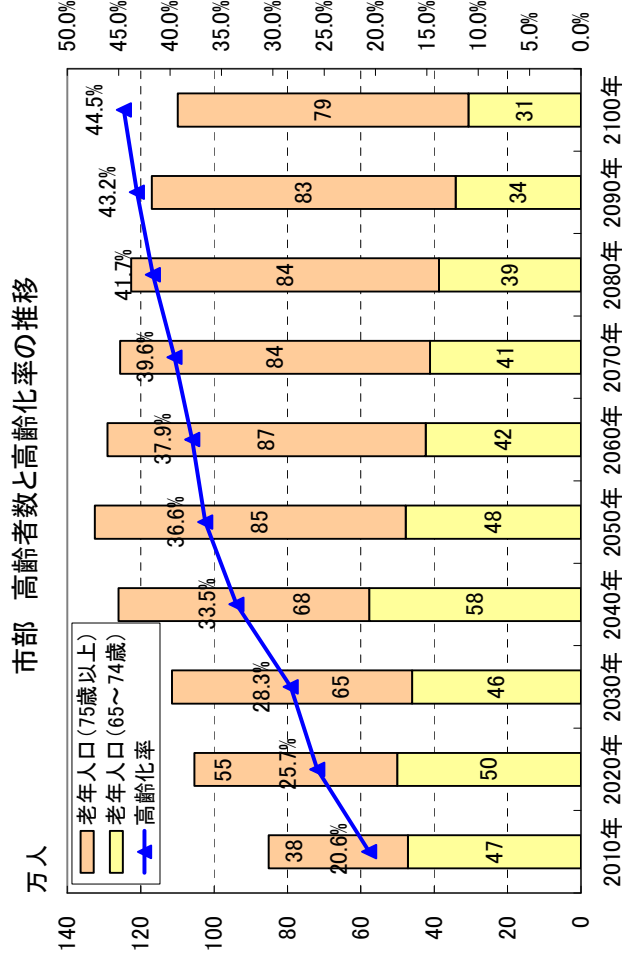
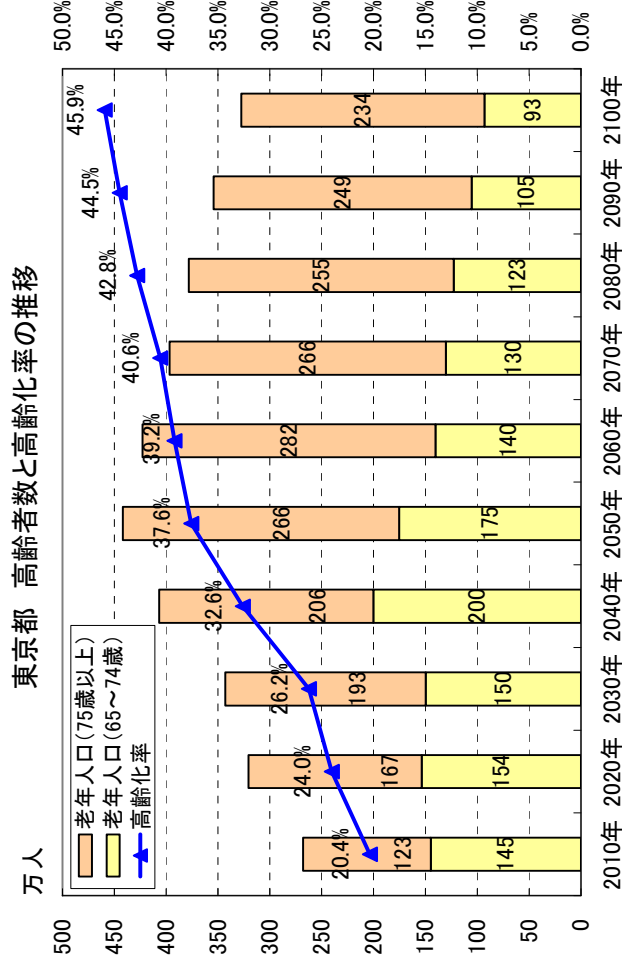
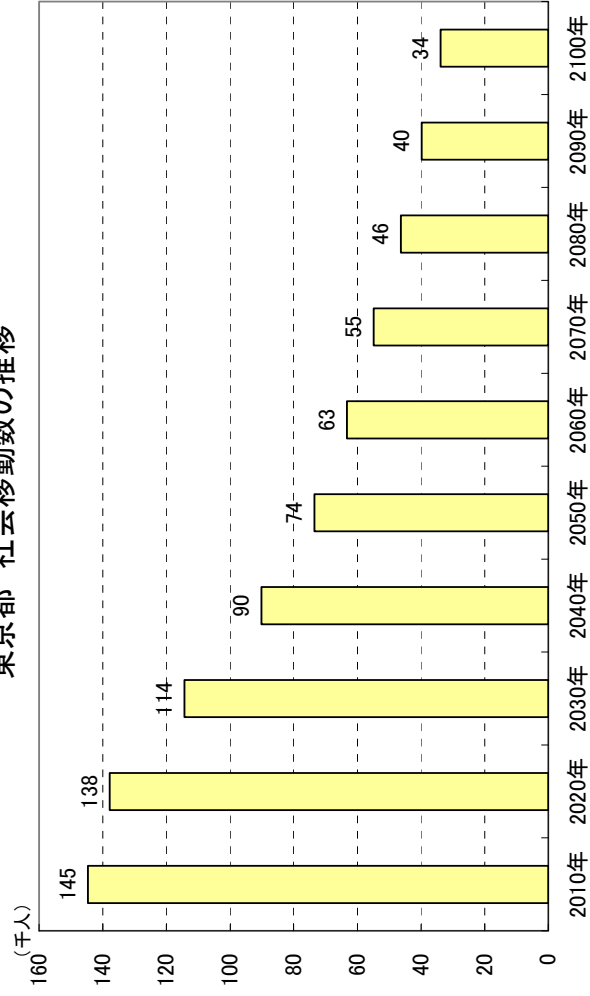
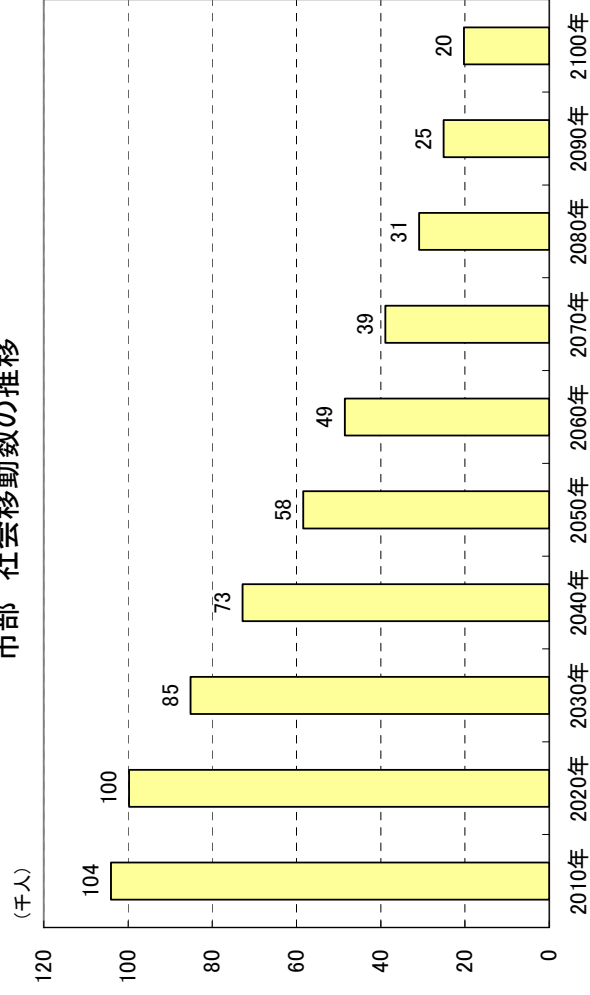


図4-2-5 東京の社会移動数の推移

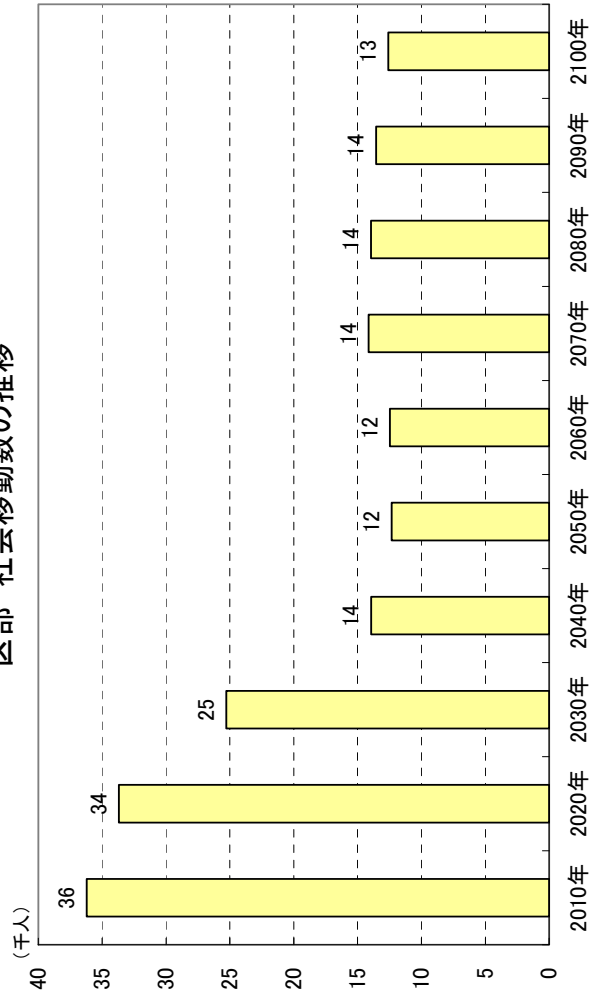
東京都 社会移動数の推移



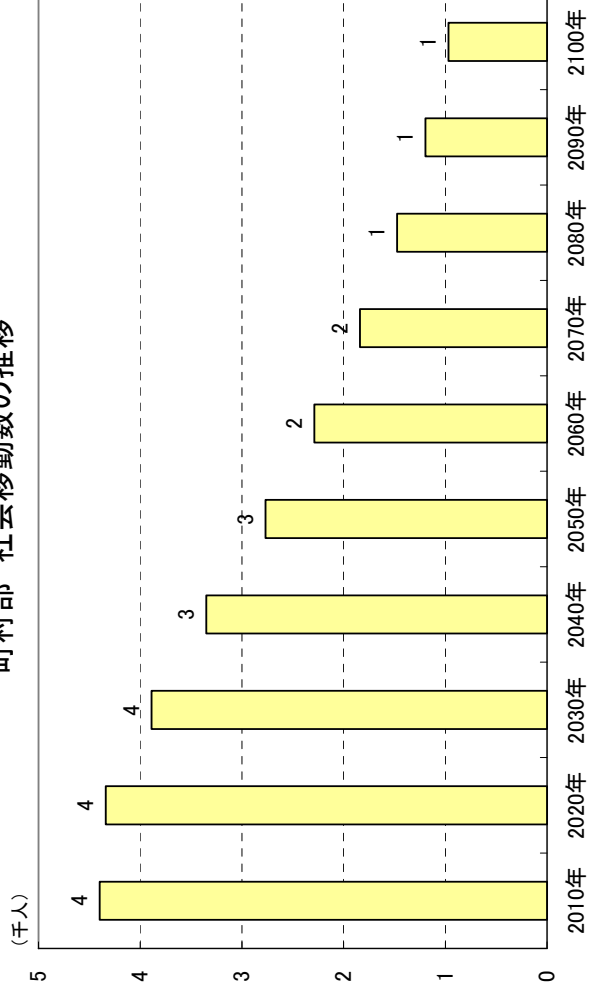
市部 社会移動数の推移



区部 社会移動数の推移



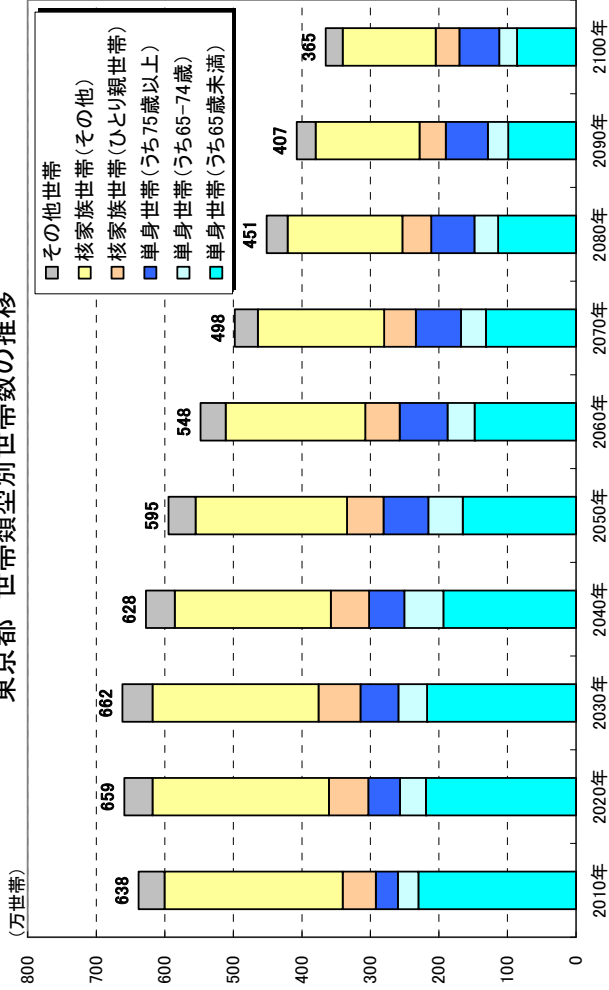
町村部 社会移動数の推移



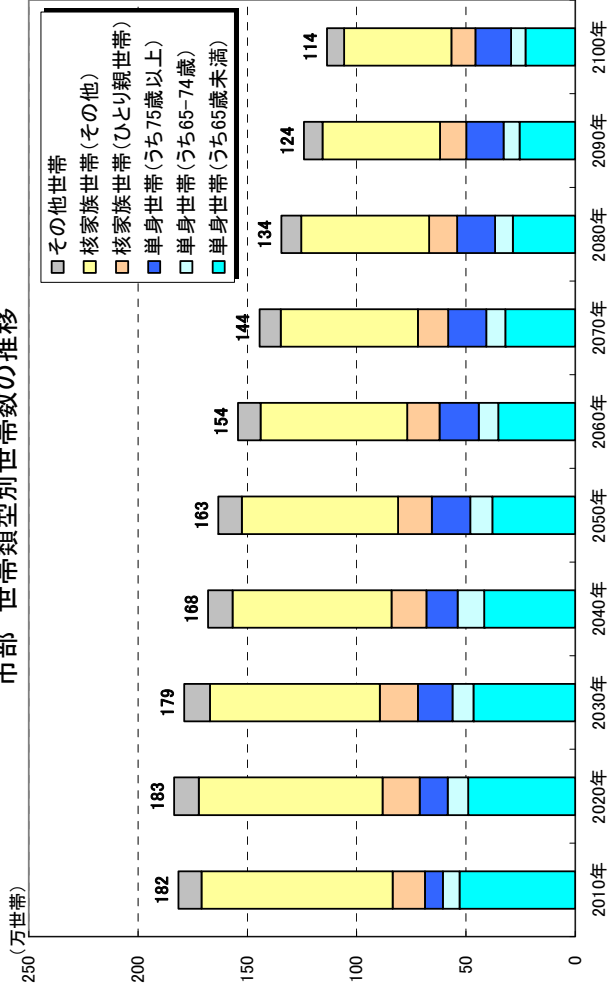
※上記の社会移動数とは、転入者数から転出者数を引いたもの

図4-2-6 東京の世帯数の推移

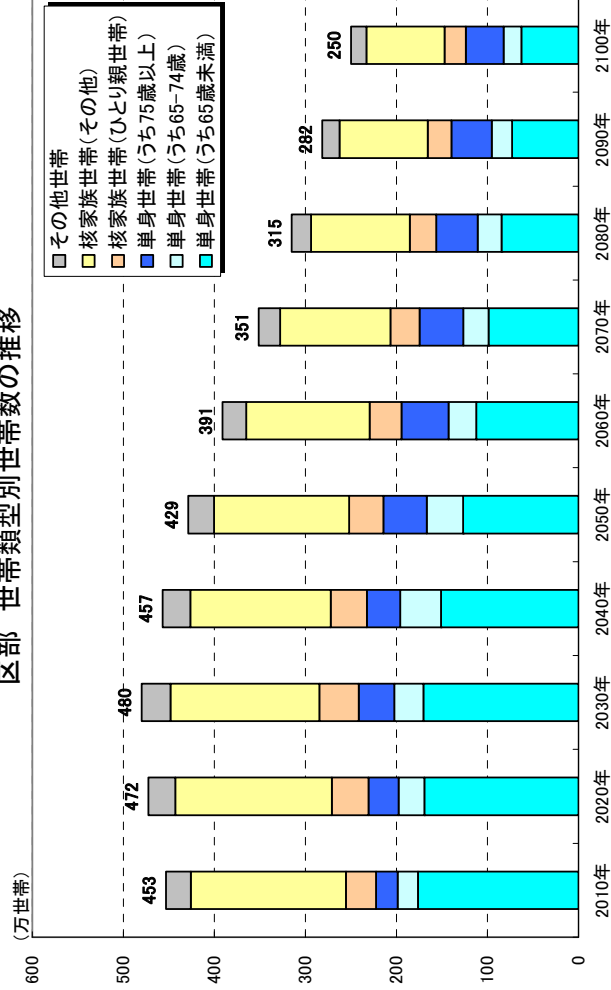
東京都 世帯類型別世帯数の推移



市部 世帯類型別世帯数の推移



区部 世帯類型別世帯数の推移



町村部 世帯類型別世帯数の推移

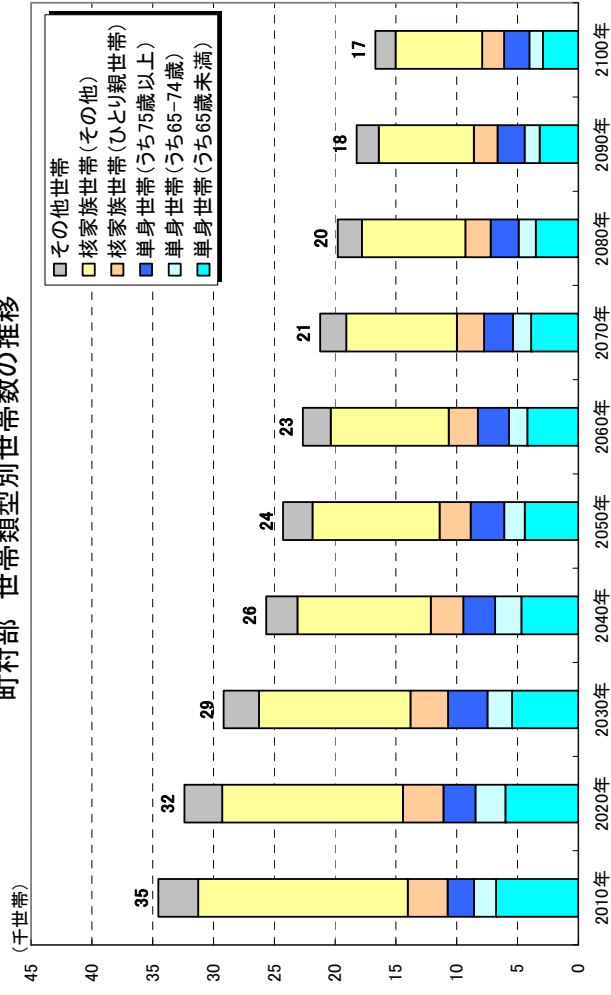
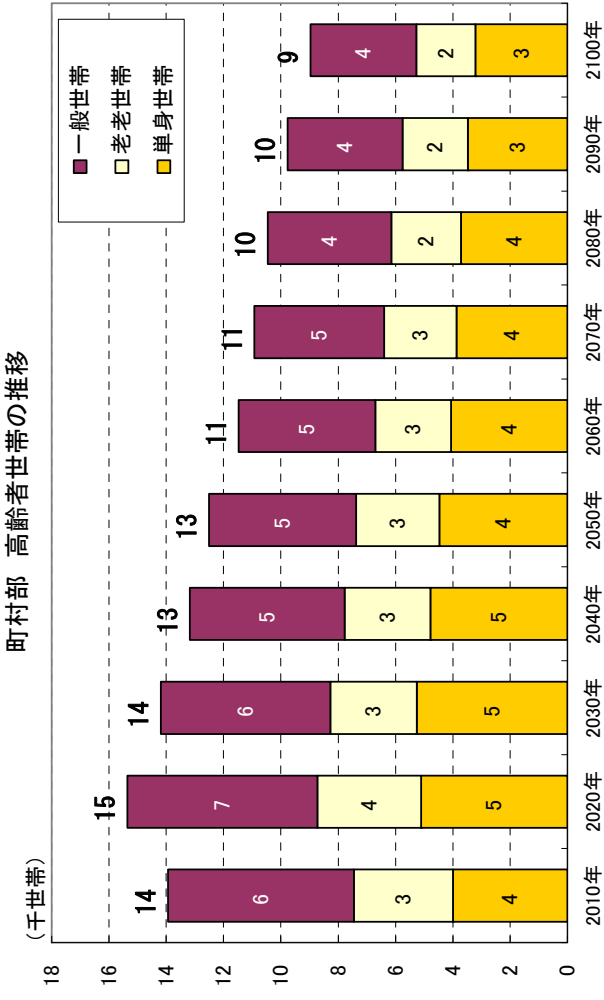
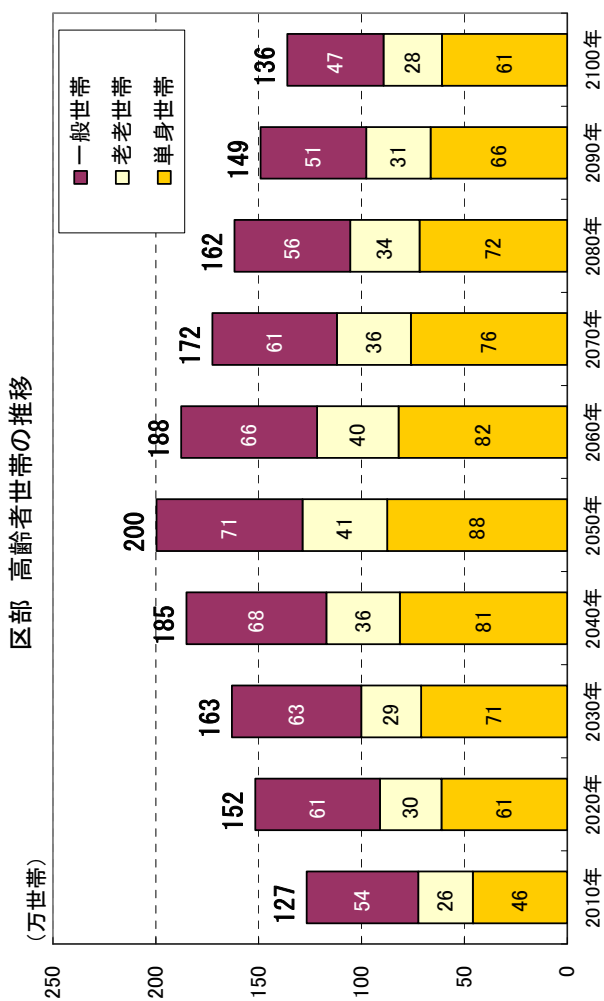
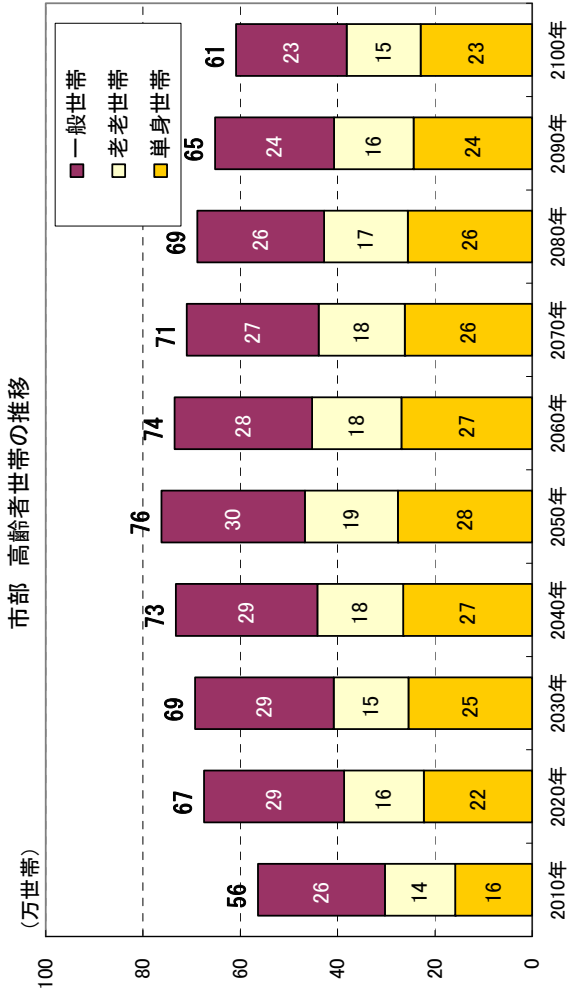
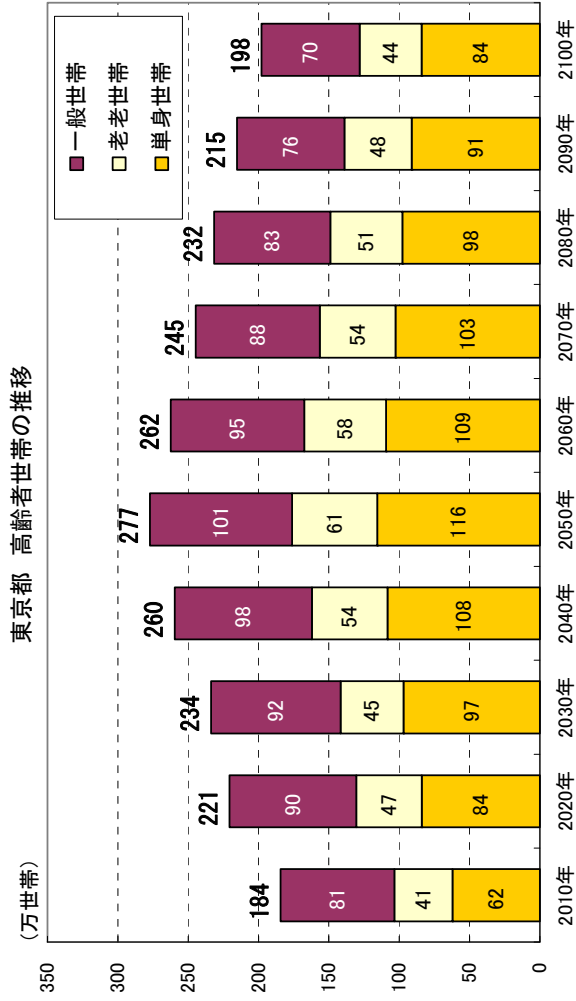


図4-2-7 東京の高齢者世帯の推移



※一般世帯とは、65歳以上がいる世帯をいう(単身世帯、老老世帯を除く)。
 ※老老世帯とは、夫婦とも65歳以上の世帯をいう。
 ※単身世帯とは、世帯主が65歳以上の単身世帯をいう。

図4-2-8 東京の総世帯に占める単身世帯の割合の推移

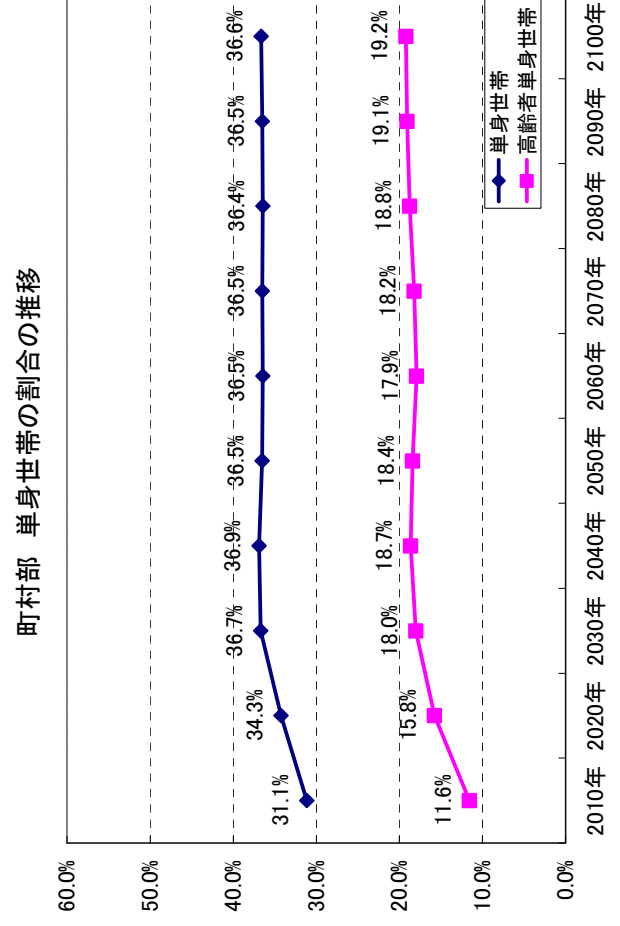
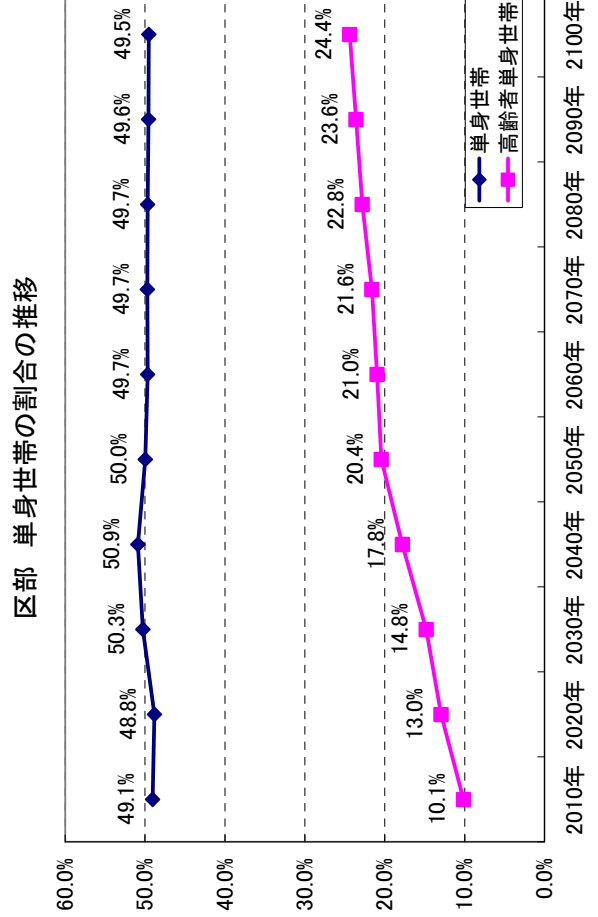
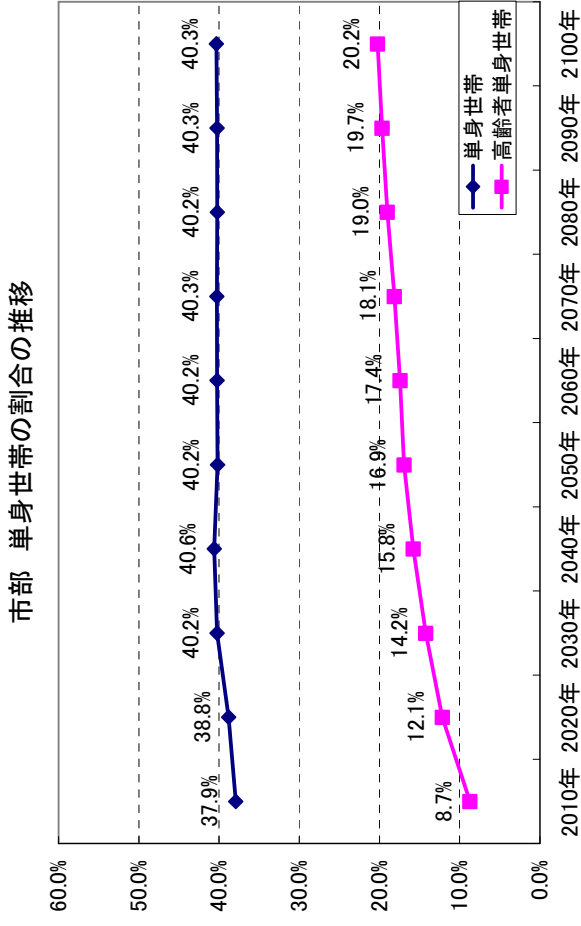
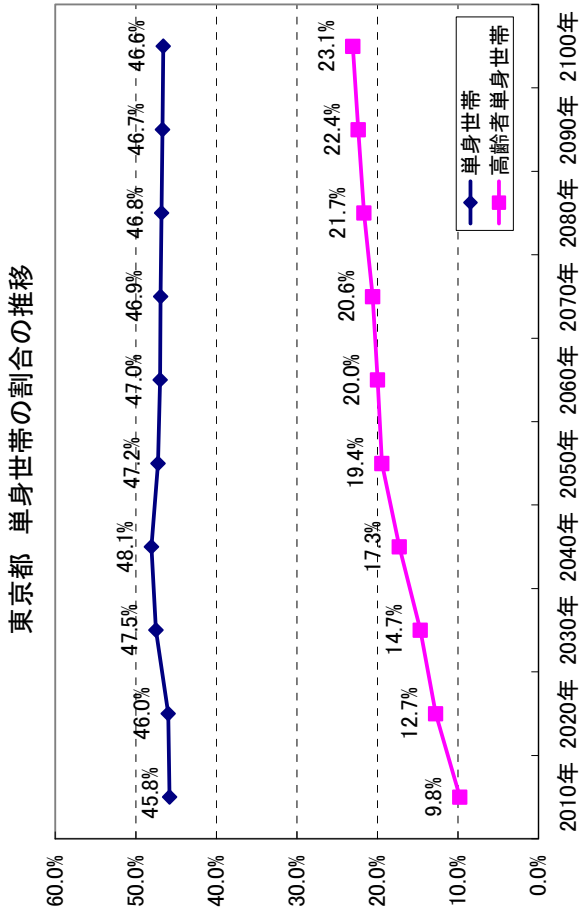
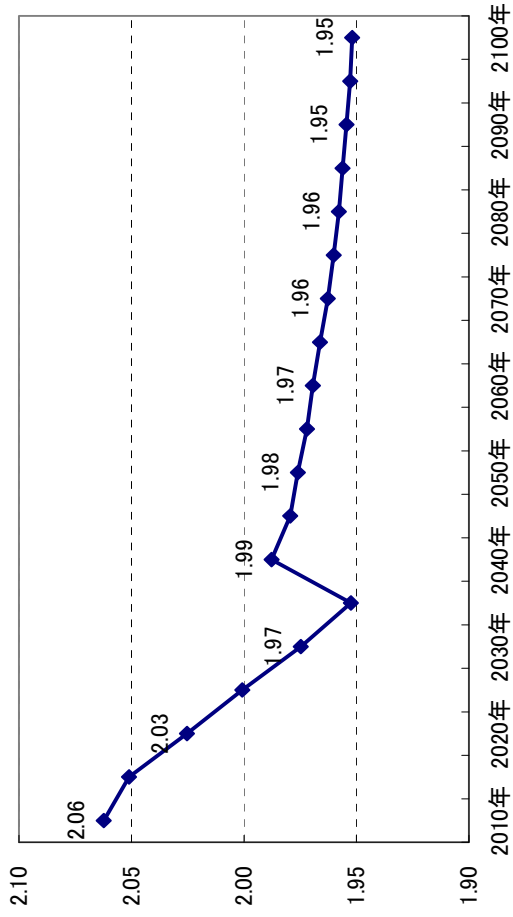
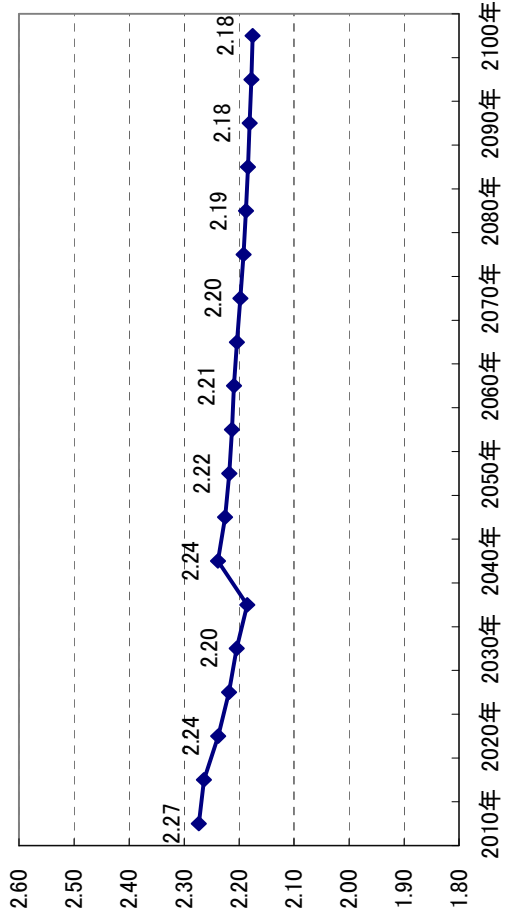


図4-2-9 東京の1世帯当たり人員の推移

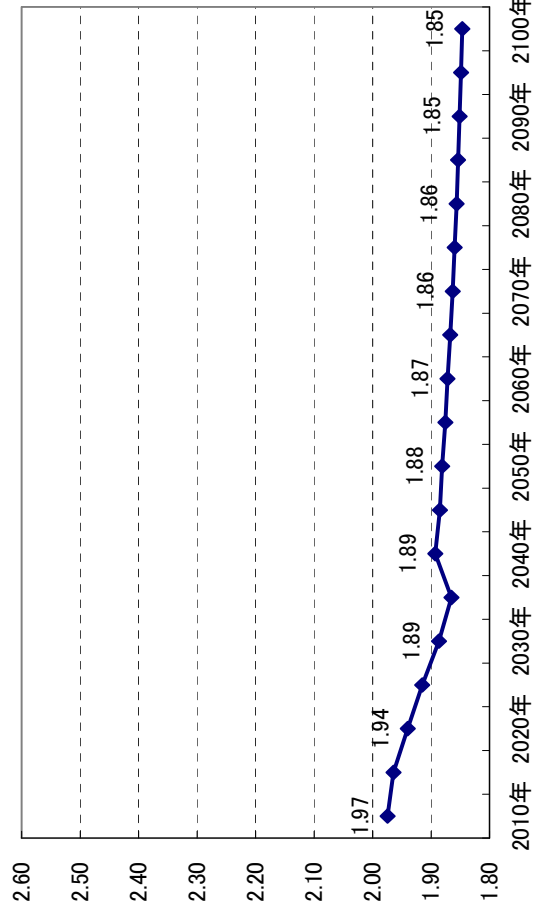
東京都 1世帯当たり人員の推移



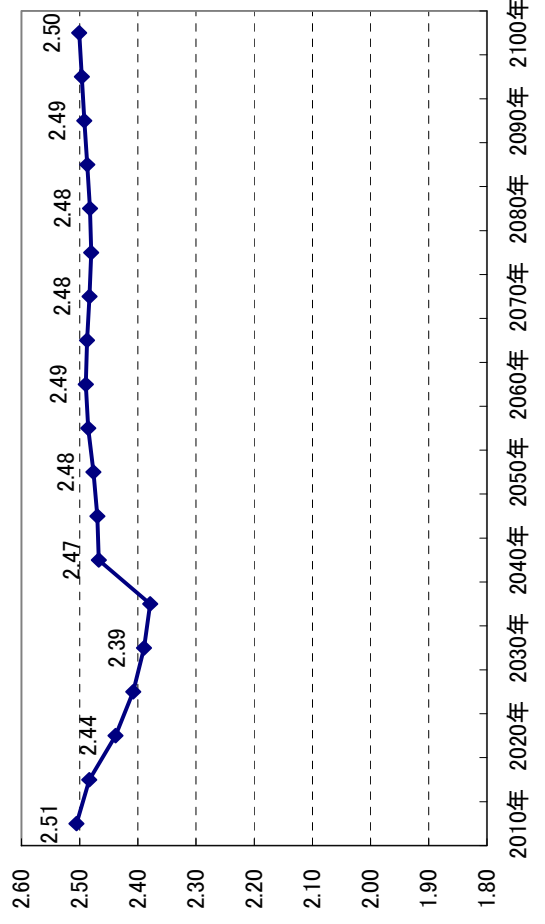
市部 1世帯当たり人員の推移



区部 1世帯当たり人員の推移



町村部 1世帯当たり人員の推移



シナリオ推計 1

出生率上昇シナリオ

① 少子化対策に係る我が国及び東京都の最近の主な方針等

＜国の方針等＞

- 「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月 閣議決定）において、安心して妊娠・出産でき、誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられ、また、安心して医療にかかれるようにするための施策等が掲げられている。
- 「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月 閣議決定）において、子ども・子育て支援の強化がうたわれ、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う「子ども・子育て新システム」を創設するとされている。
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月 政府の少子化社会対策会議決定）において、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築するとするなど、それぞれの役割を定義するとともに、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業、幼保一体化の取組を掲げている。

＜東京都の方針等＞

- 「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（平成22年4月 東京都）において、
 - ①すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える、
 - ②安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する、
 - ③社会全体で、子供と子育て家庭を支援する、という3つの理念の実現に向け、地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくりなど、5つの目標を掲げている。
- 「2020年の東京」（平成23年12月 東京都）において、「東京の保育力強化プロジェクト」がうたわれ、2020年時点での到達目標として、「待機児童解消」に向け、保育所設置促進等の取組を更に強化し、保育サービス利用児童数を約7万人増加させるほか、社会全体での支援と併せて家庭や地域の子育て支援機能を復活し、子育て世代の背中を後押しする、などとしている。

また、向こう3か年の取組として、子供を産み育てる家庭を社会全体で支援し、少子化を打破すると称し、待機児童解消に向け、保育サービス利用児童数を2万4千人増加させるほか、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進のため、「とうきょう次世代育成サポート企業」登録企業数を1,500社増加させるとしている。

- 各区市町村においても、それぞれの地域特性に応じて、待機児童解消に向けた施策をはじめとする様々な子育て支援に取り組んでいる。

② シナリオ設定（出生率がフランス並みの水準に上昇するとするシナリオ）

1994年から2006年にかけて、約12年間で合計特殊出生率を1.66から、欧州一を誇る2.00まで回復させ、少子化対策の手本とも言われるフランスの事例を基に検討する。

【具体的推計手法】

- フランスでは1990年代前半から政策として少子化対策に力を入れており、合計特殊出生率は1994年の1.66を底に、2006年には2.00に上昇している（その後は、ほぼ横ばいで推移し、直近の2010年でも2.00）。
- 2006年でほぼ政策の効果が出たものと判断し、1994年から2006年の合計特殊出生率の変化に着目する。
- 東京の各区市町村において、1994～2006年におけるフランスの出生率の変化（1.66から2.00に上昇）の平均年率（12年間で $0.34 \div 12 = 0.028$ ）ずつ出生率が年々上昇し、フランス並みの合計特殊出生率（2.00）に達した後は同じ水準が維持されると仮定して、推計する。
- 推計に当たっては、出生率の仮定値を変更して計算を行う。
- 具体的には、2010の東京都各区市町村の合計特殊出生率をベースとし、1994～2006年におけるフランスの出生率の年平均増加率を、合計特殊出生率が2.00になるまで順次上乘せしていく。
- 以上により算出された出生率を基に、新たに常住人口の推計を行う。

合計特殊出生率の推移

年	フランス
1990	1.78
1991	1.77
1992	1.73
1993	1.66
1994	1.66
1995	1.71
1996	1.73
1997	1.73
1998	1.78
1999	1.81
2000	1.89
2001	1.90
2002	1.88
2003	1.89
2004	1.92
2005	1.94
2006	2.00
2007	1.98
2008	2.01
2009	1.99
2010	2.00

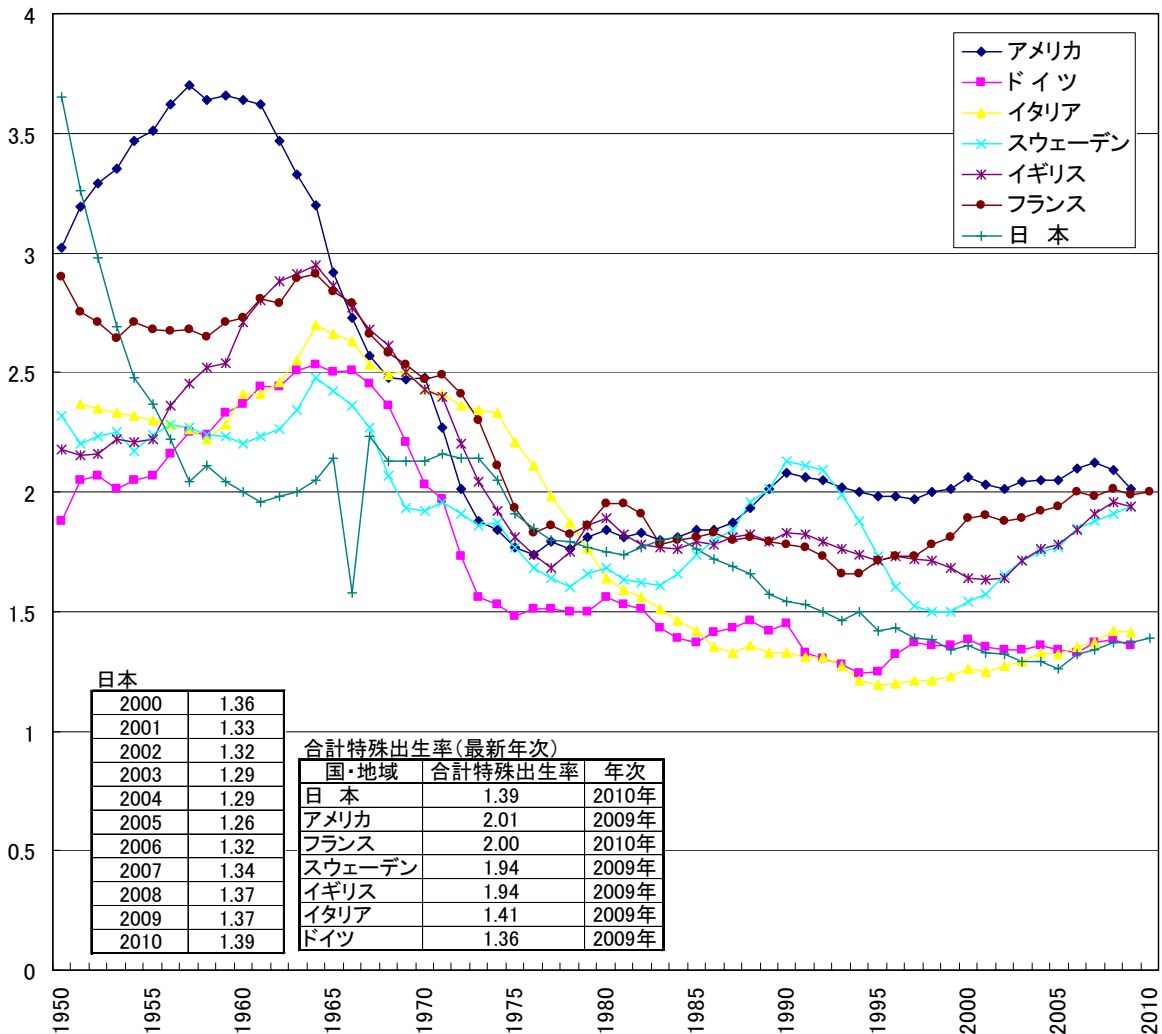
区市町村ごとに
12年間の年平均
上昇率
0.028を
当てはめ

東京都の出生率推計

年	ベース推計
2010	1.12
2020	1.09
2030	1.09
2040	1.09
2050	1.10
2060	1.11
2070	1.11
2080	1.12
2090	1.12
2100	1.13

シナリオ推計
1.12
1.41
1.70
1.92
1.99
2.00
2.00
2.00
2.00
2.00

《参考》各国の合計特殊出生率の推移



③フランスの主な子育て支援策

■家族手当

20歳未満の子どもが2人以上いる世帯が対象（所得要件なし）

○支給月額（2011年）

・子ども2人：125.78ユーロ（14千円）

・子ども3人：286.94ユーロ（32千円）

・子ども4人：448.10ユーロ（49千円）

○以降、子ども1人につき161.17ユーロ（18千円）加算

■乳幼児受入手当

原則として、3歳までの乳幼児のいる世帯が対象
（出産手当）

○妊娠7か月目に支給

○支給額（2011年）：903.07ユーロ（99千円）

（基礎手当）

○子どもの誕生月から3歳になるまで毎月支給

○支給月額（2011年）：180.62ユーロ（19千円）

■育児休業

子どもが3歳になるまで取得可能

■保育サービス

○数種類の施設型保育や保育ママなど、多様な保育システムを整備

○2歳又は3歳からは幼稚園に入園可能で、保育料は無料

※ 2007年には、厚生労働省が、少子化対策の先進国として知られるフランスの子育て支援制度を、日本にもすべて適用した場合の費用を試算

※ 我が国とフランスの主な少子化施策の比較については、別紙1参照

※ 「東京の保育力強化プロジェクト」については、別紙2参照

フランスと日本の主な少子化施策の比較

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
給付	変遷	1860年 海軍のみ家族手当制度開始 1884年 民間で家族手当制度導入 1932年 家族手当の公的制度開始	1971年 児童手当制度開始 2010年 子ども手当制度開始	1969年 児童手当制度開始 1972年 児童育成手当制度開始
	一般扶養給付	家族手当 （所得要件なし） ○20歳未満の子どもが2人以上いる世帯が対象 ○一定年齢以上は加算制度あり 家族補足手当 （所得要件あり） ○3歳から21歳未満の子どもが3人以上いる世帯が対象 家族支援手当 （所得要件あり） ○両親の一方又は双方を失った子の養育を行う家庭 ひとり親手当 （所得要件あり） ○母子家庭ないし父子家庭	子ども手当 （所得要件なし） ○15歳以下の子ども一人以上を扶養する保護者等に対し手当を支給 ○H24.6月より所得制限付き児童手当に変更 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童扶養手当（所得要件あり） ○18歳に到達後最初の3月31日が来る以前の（一定の障害を有する場合は20歳未満）子どものいる母子家庭または父子家庭等に支給 </div>	児童育成手当 （所得要件あり） ○18歳未満の子どもがいる母子家庭または父子家庭等に支給
	乳幼児養育給付	乳幼児受入手当 （下記①～④） ○3歳までの乳幼児のいる世帯が対象（④は6歳まで） ①出産又は養子手当 （所得要件あり） ○妊娠7か月目の世帯又は20歳未満の養子を引き取った世帯に支給 ②基礎手当（所得要件あり） ○生後0か月から3歳になるまで毎月支給 ③職業自由選択補足手当 （所得要件なし） ○子どもの養育のために就労が完全に、又は一部中断している場合に支給（支給期間は子ども1人の場合生後6か月まで、子ども2人以上の場合3歳まで） ④保育方法自由選択補足手当（所得要件なし） ○6歳までの子どもの保育方法を自由に選択できるよう、一定の条件のもと、子育て世帯が保育者（保育ママ等）を個人的に雇用等した場合の必要経費（保育者の賃金、社会保険料）の一部を支給（上限あり）	出産育児一時金 ○健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給	入院助産 （出産費用の助成） （対象者及び所得要件あり） ○出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
	特定 目的 給付	<p>特別教育手当 (所得要件なし) ○障害を持つ子どもに対し支給 (障害の程度により加算あり)</p> <p>看護日額手当 (所得要件なし) ○3歳までの子どもの看護休暇取得時の所得保障(親が単身の場合、加算)</p> <p>新学年手当 (所得要件あり) ○6歳から18歳までの学齢期の子どもがいる世帯が対象</p> <p>家族住宅手当 ○家族手当を受給している家族に支給</p>	<p>特別児童扶養手当 (所得要件あり) ○20歳未満の一定の障害を持つ者を養育する父母又は養育者に対して支給 (障害の程度により加算あり)</p> <p>障害児福祉手当 (所得要件あり) ○身体又は精神に重度の障害を有する児童に対して支給</p>	<p>児童育成手当(障害手当) (所得要件あり) ○20歳未満の心身に一定の障害を持つ者に支給</p>
家族関係社会 支出の比較		<p>2007年家族関係社会支出の 対GDP比:3%(567億8,270万 ユーロ 約9兆1,448億円) ※161円/€で換算</p>	<p>2007年家族関係社会 支出の対GDP比: 0.79%(4兆628億円)</p> <p>《参考》 平成24年度予算額 (括弧内は国負担割合) ○子ども手当(国2/3) ⇒2兆2,857億円 ○児童扶養手当(国1/2) ⇒1,819億円 ○特別児童扶養手当(国 ALL) ⇒1,124億円 ○障害児福祉手当(国 3/4) ⇒516億円 ※H24厚労省予算額より</p>	<p>《参考》 平成24年度予算額 ○児童育成手当 ⇒9,616百万円 ○児童育成手当(障害 手当) ⇒646百万円 ※都H24予算額より</p>
税制	優遇 措置	<p>家族除数制度(N分N乗方式) 家族を課税の単位とみなし、家族の所得をすべて合計した額を家族係数(大人1、子ども2人目まで0.5、3人目以降1とみなし、世帯全員で合計した数値)で割って、係数1当たりの課税額を求め、この課税額に再び家族係数をかけて、家族全体の税額を計算</p>	<p>扶養控除 ※年少扶養控除(15歳以下適用)については、所得税は2011年1月分の徴収から、住民税は2012年6月分の徴収から、それぞれ廃止 ※特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を2011年1月分から廃止</p>	

大分類	小分類	フランス	日本（国）	東京都
育児 休業	休暇 期間	○子が満3歳まで ○1年間の休業あるいは短時間勤務を2回まで更新可能	○子が満1歳（両親ともに取得した場合、1歳2か月）まで、保育所に入所できない等の場合、1歳半まで延長可能 ※育児・介護休業法	
	給付 金	○第1子は最長6か月、第2子以降は3歳になる前の月まで	○原則1歳（上記の要件に従う）まで ※雇用保険法	

【参考文献及び資料】

- フランス家族手当金庫（CAF）ホームページ
- 縄田康光『少子化を克服したフランス～フランスの人口動態と家族政策～』参議院「立法と調査」No. 297（2009.10）
- 山田千秀『フランス及びドイツにおける家族政策～海外調査報告～』参議院「立法と調査」No.310（2010.11）

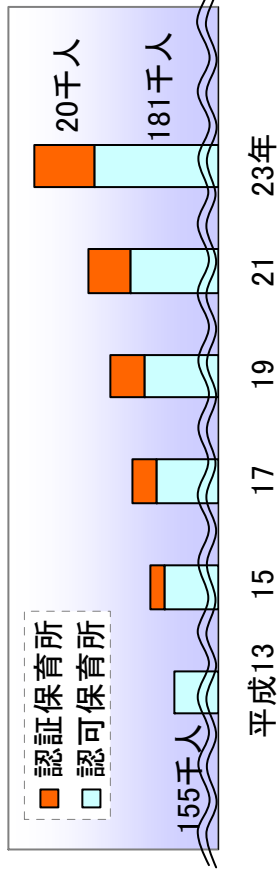
東京の保育力強化プロジェクト

「駅ナカ」保育も活用し、7万人分の保育サービス創出で待機児童を解消する

現 状

- 認証保育所を中心にサービスを拡充するも、都内待機児童数は約8千人と高水準

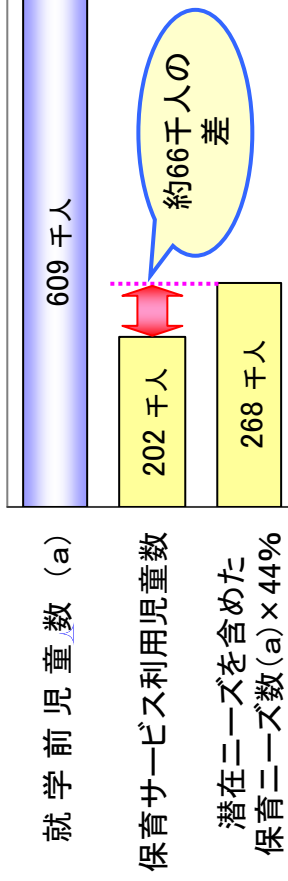
＜保育所定員の推移＞



- 潜在ニーズを含めると、

約6万6千人分の保育サービスが不足

＜平成23年時点での都内の保育ニーズ等(推計)＞



(資料)「人口動態統計」(厚生労働省)等より作成
※ 知事本局による推計

2020年の東京の姿

- 「待機児童解消」に向け、保育所設置促進等の取組を更に強化し、保育サービス利用児童数を約7万人増加へ
- 社会全体での支援と併せて家庭や地域の子育て支援機能を復活し、子育て世代の背中を後押し

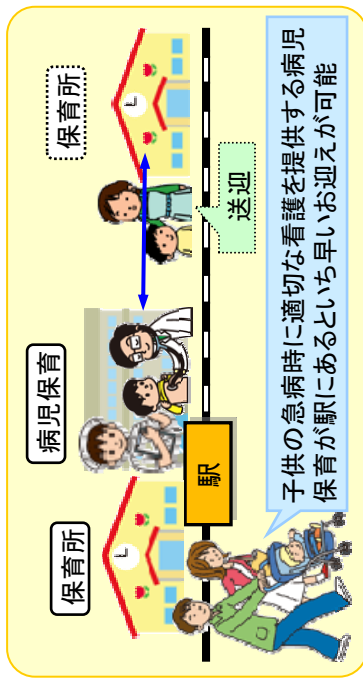
実現に向けた政策展開

保育サービス等の拡充を加速

- 鉄道の駅ビル等を活用し、保育サービスを拡充
 - ・ 駅ビル等の「駅ナカ」や駅の近くの「駅チカ」など、駅型保育所の設置を促進
 - ・ 病児保育施設なども駅を中心に充実

利便性に優れた「駅ナカ」「駅チカ」保育所は、早く子供と会えるので親子で安心

＜駅を核としたまちづくり＞



子供の急病時に適切な看護を提供する病児保育が駅にあるといち早い迎えが可能

認可・認証保育所の設置及び定員拡大の促進
0～2歳児を中心に待機児童解消のための区市町村の取組を支援 など

引き続き
重点的に推進

待機児童解消と併せ、多様な保育サービス提供と子育てしやすいまちづくりを推進

多世代間の子育て支援を促進

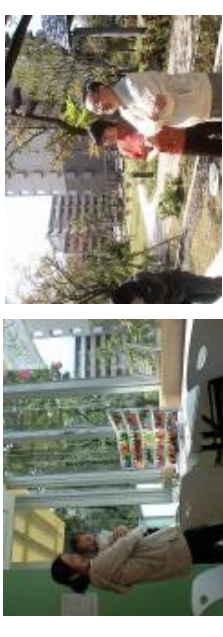
- 祖父母世代等による子育て世代へのサポートを促進

- ・ 集合住宅における三世代近居や交流スペースの設置促進等により、多世代間の子育て支援を促進
- ・ 空き住宅等を活用したNPOによる地域住民への子育てサービス提供等の取組を促進し、地域のつながりを強化

- ・ 育児と仕事の両立支援のための雇用環境整備
- ・ 相談や一時預かりを行う地域の子育て拠点の設置促進 など

引き続き
重点的に推進

＜多世代共生の住まいと子育て支援のイメージ＞



家庭や地域の支え合いの「絆」を再生し、子育て家庭に多層的な支援を提供

将来人口等の推計から読み取れる東京の将来の姿

【シナリオ推計】

■出生率上昇シナリオ

- 東京の総人口は、2030年の1,381万人をピークに、緩やかな減少傾向をたどるものの、出生率上昇により一定規模の人口が維持され、2100年には1,224万人と、ベース推計に比べ、約500万人の人口増となる。(図4-3-1、4-3-3)

- 老年人口比率は、2010年の約20%から2050年に約33%まで上昇するが、その後はほぼ横ばいで推移し、2100年には約30%と、ベース推計の46%と比べ高齢化の進展に歯止めがかかる。(図4-3-4)

図4-3-1 東京の将来人口推計(出生率上昇シナリオ)

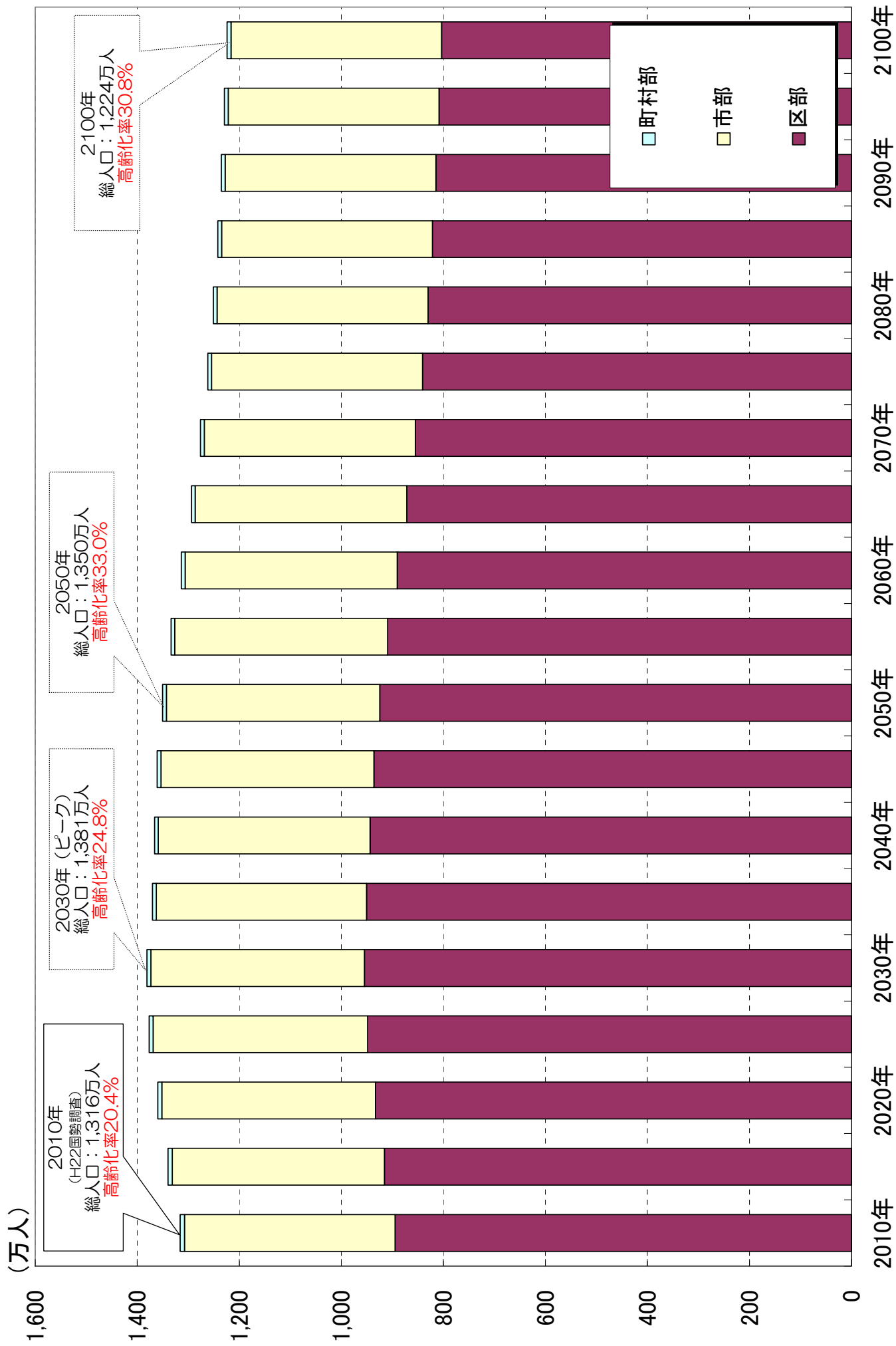
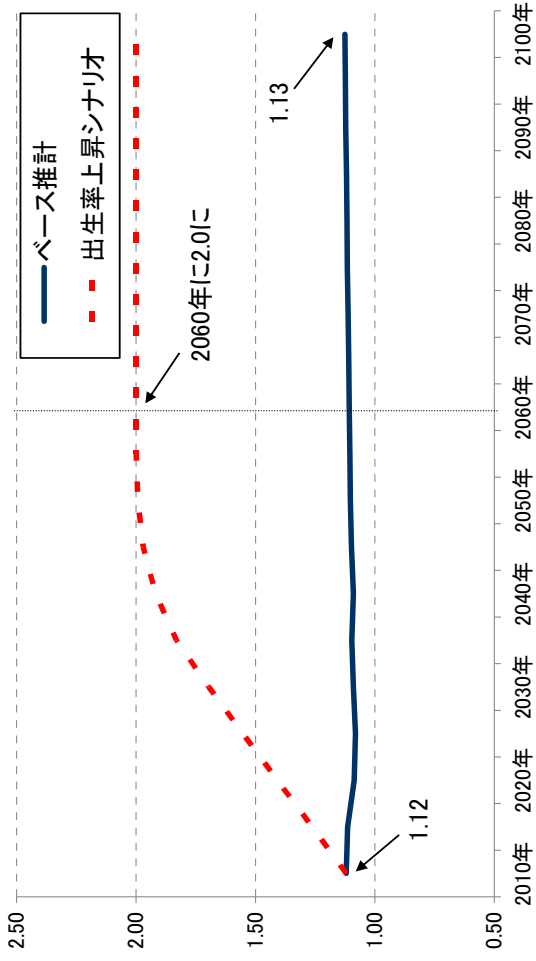
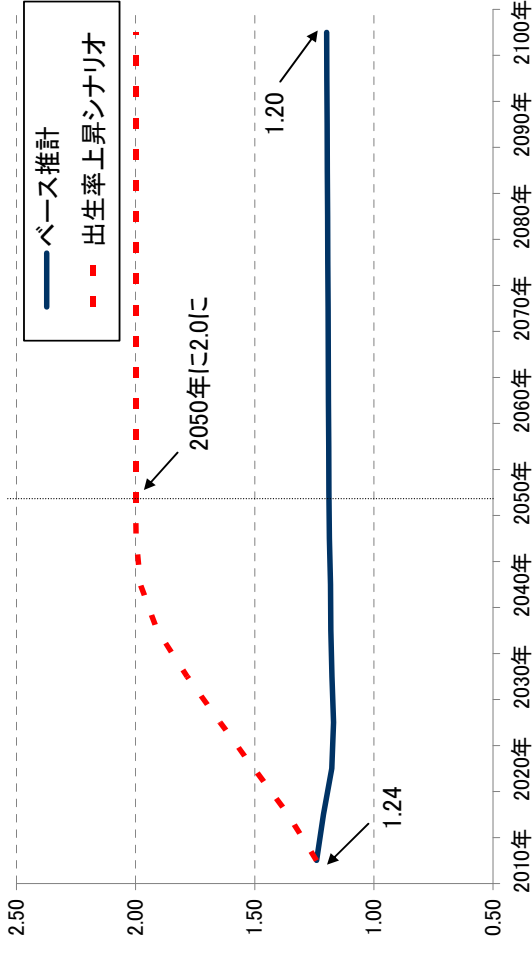


図4-3-2 東京の出生率の比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

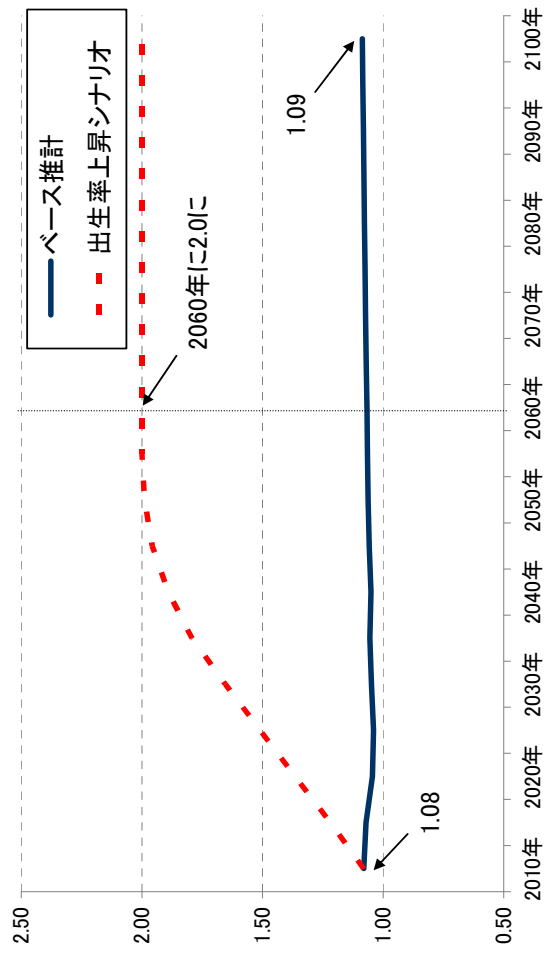
東京都 出生率の比較



市部 出生率の比較



区部 出生率の比較



町村部 出生率の比較

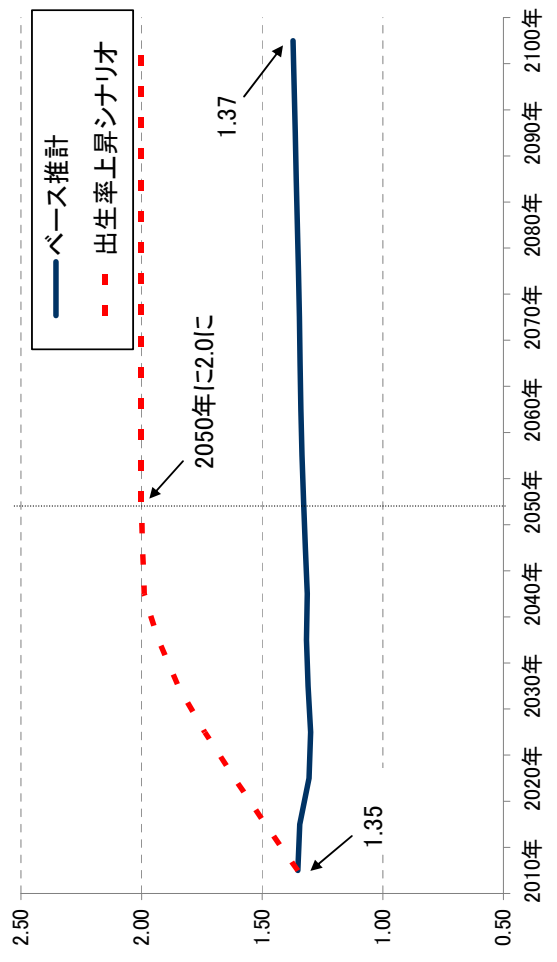


図4-3-3 東京の人口推計の比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

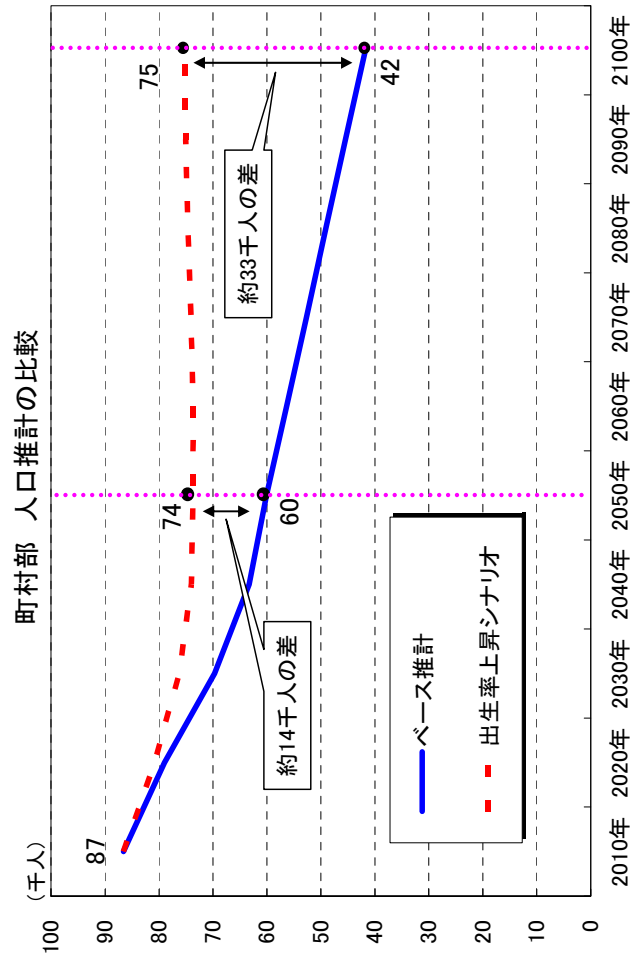
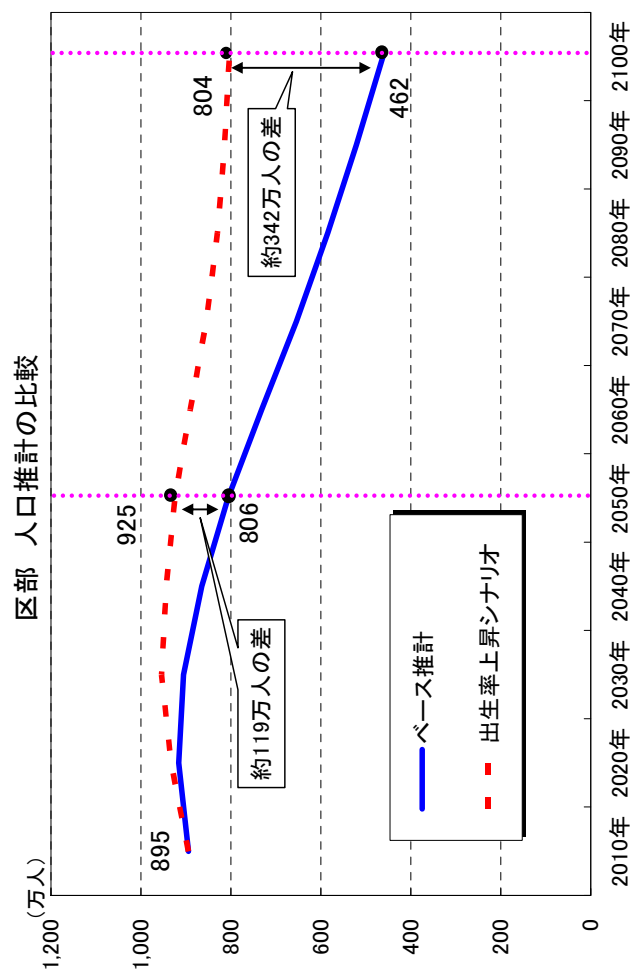
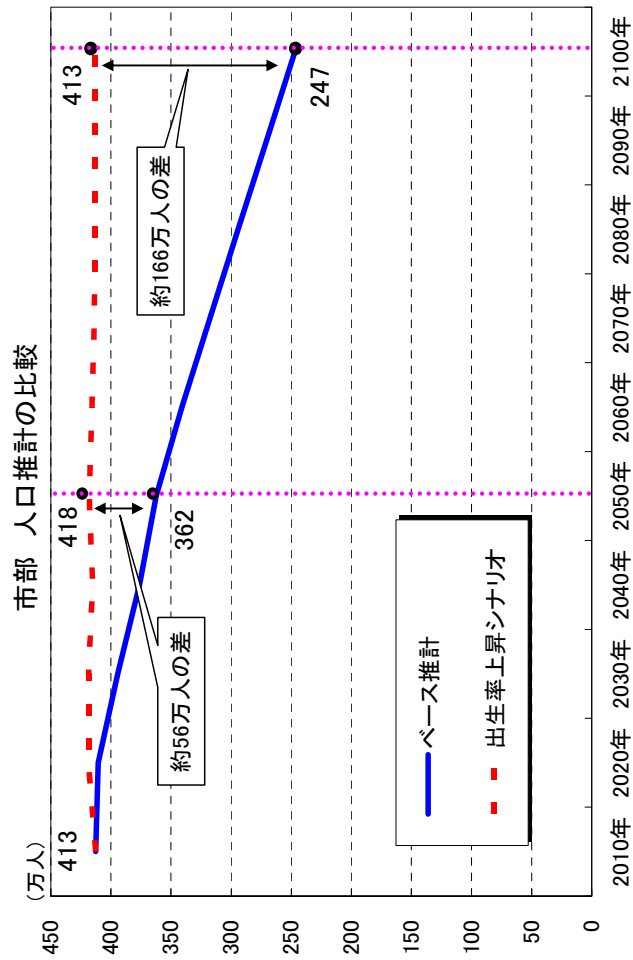
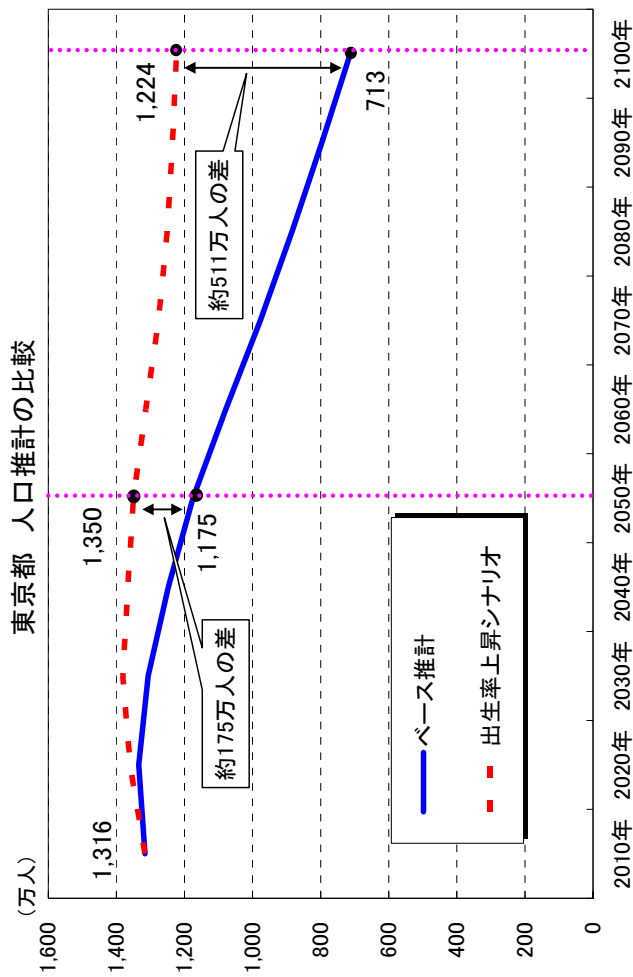
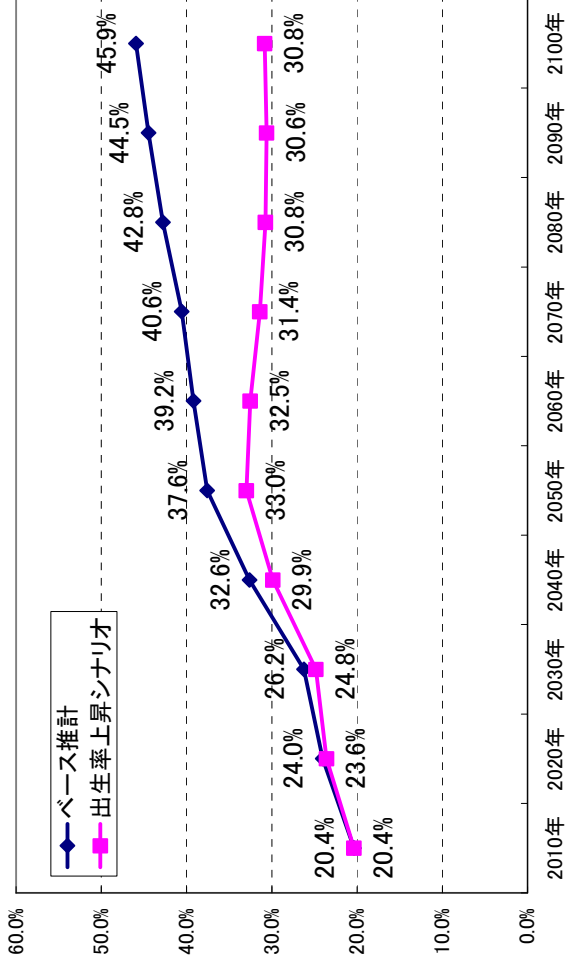
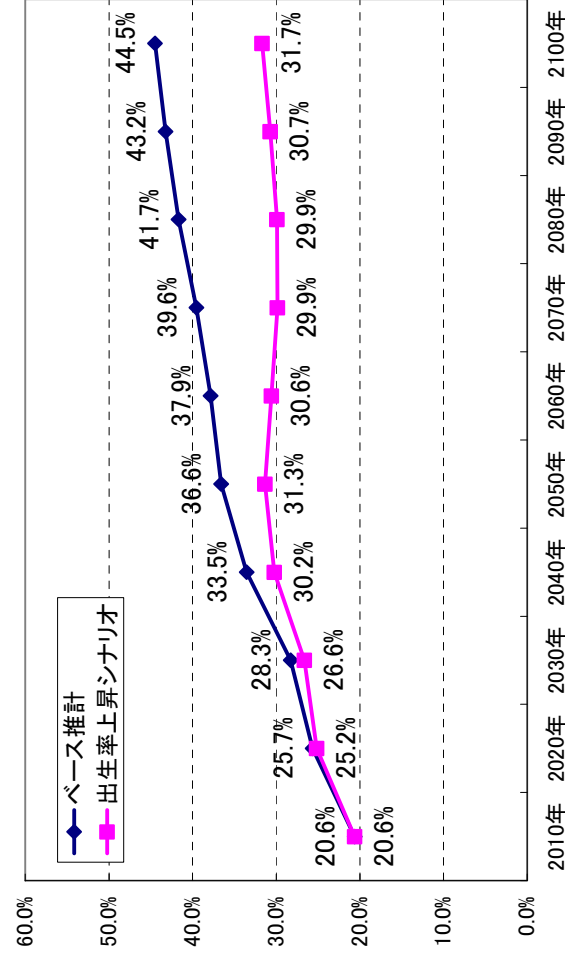


図4-3-4 東京の高齢化率の比較(ベース推計と出生率上昇シナリオ)

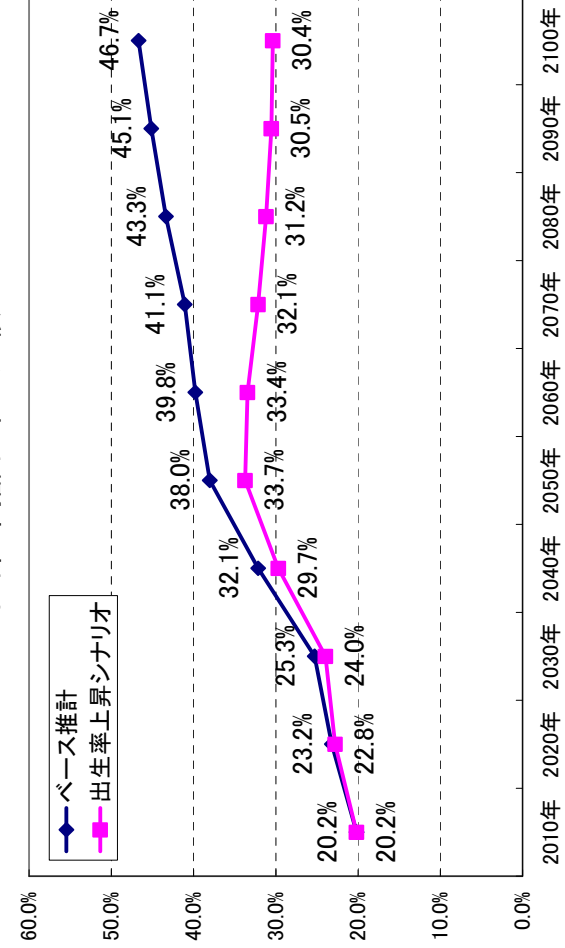
東京都 高齢化率の比較



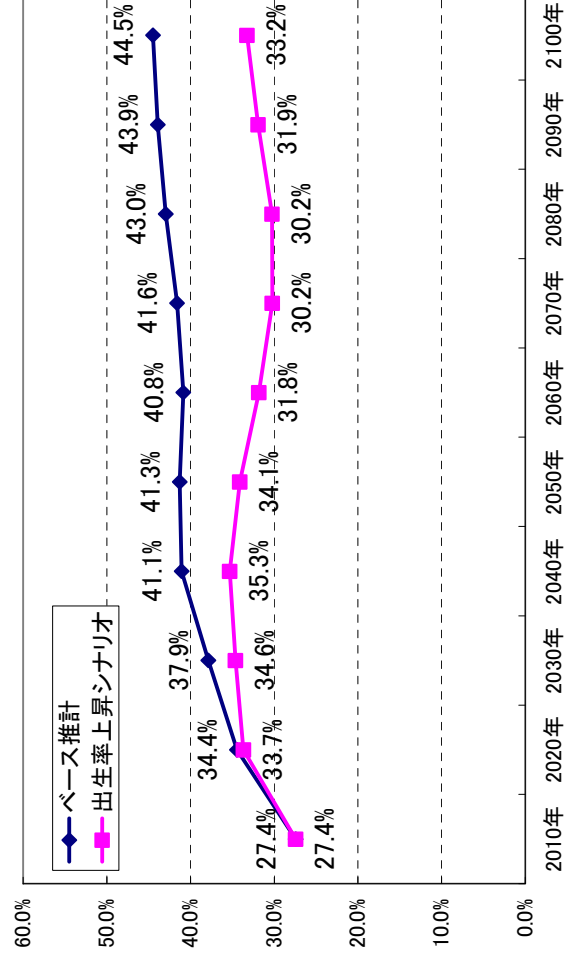
市部 高齢化率の比較



区部 高齢化率の比較



町村部 高齢化率の比較



シナリオ推計 2

定着外国人増加シナリオ

① 外国人受入れに係る我が国の最近の主な方針

<国の方針等>

- 「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 22 年 3 月 法務省）において、「我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」がうたわれ、その中で、「高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入」や「経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進」などの項目が掲げられている。

中でも、特に高度の知識・技術等を有する高度人材については、「我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。」としている。

※ポイント制・・・各分野において、「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとに点数化し、ポイントの合計が一定点数に達した場合、出入国管理上の優遇措置を与えるもの。

- 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「在留高度外国人材の倍増」、「質の高い外国人学生 30 万人の受入れ」がうたわれている。
- 「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 閣議決定）において、「経済連携の推進と世界の成長力の取り込み」のための取組として、「ポイント制の早期実施による高度人材の受入れ推進」が掲げられている。
- 平成 24 年 3 月 30 日、法務省は、高度人材に対するポイント制による優遇制度に係る告示を制定。制度の開始は、平成 24 年 5 月 7 日。

<東京都の方針等（参考）>

- 「2020 年の東京」（平成 23 年 12 月 東京都）において、「アジアのヘッドクォータープロジェクト」がうたわれ、その中の外国企業誘致の取組の一環として、「母国語で学べる学校の整備」や「E P A 看護師を活用した外国人向けベビーシッターの確保」などが挙げられている。

② シナリオ設定（定着外国人がイギリス並みに増加とするシナリオ）

かつての移民制限政策から舵を切り、高度技能者を中心に積極的受入れ策に転じ、我が国も導入を目指している「ポイント制」などを通じ、定着外国人を着実に増加させてきたイギリスの事例を基に検討する。

《参考》

- ・イギリスは我が国と同様、島国であり、統治形態も類似している。
- ・我が国でのポイント制導入を巡る政府の議論の中では、イギリスの事例が参考にされている。
- ・フランスやドイツなどと違い、イギリス政府は元々、我が国と同様、移民受入れには積極的ではなかった。

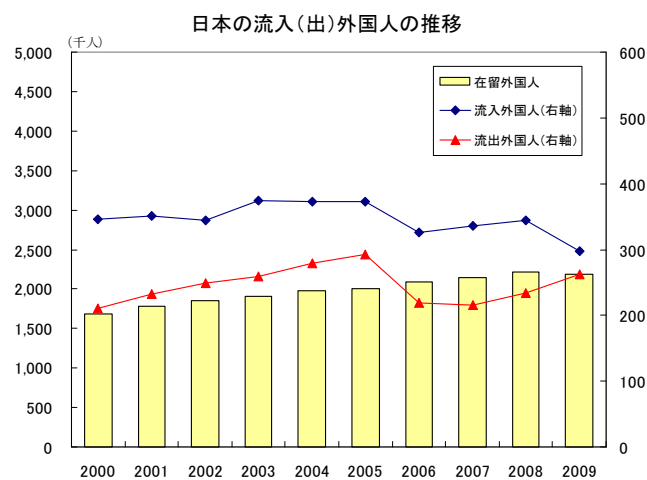
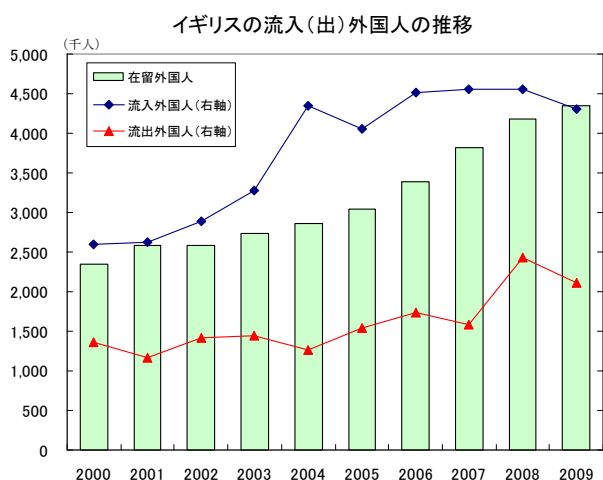
【具体的推計手法】

- イギリスの定着外国人数（流入外国人数－流出外国人数）は123.7千人（2000年）から219.0千人（2009年）へと9年間で1.77倍（年平均約6.6%増）になった。（INTERNATIONAL IMIGRATION OUTLOOK, OECD 2011）
- 特段の移民政策を行ってこなかった我が国では、2000～2009年の定着外国人数は一進一退で推移し、その平均は101.1（千人）である。

年	イギリス			年	日本		
	(a)流入人口	(b)流出人口	(c)定着人口 (a)-(b)		(d)流入人口	(e)流出人口	(f)定着人口 (d)-(e)
2000	260.4	136.7	123.7	2000	345.8	210.9	134.8
2001	262.2	117.3	144.9	2001	351.2	232.8	118.4
2002	288.8	141.3	147.5	2002	343.8	248.4	95.4
2003	327.4	144.1	183.3	2003	373.9	259.4	114.5
2004	434.3	126.2	308.1	2004	372.0	278.5	93.5
2005	405.1	154.1	251.0	2005	372.3	292.0	80.4
2006	451.7	173.4	278.3	2006	325.6	218.8	106.8
2007	455.0	158.0	297.0	2007	336.6	214.9	121.8
2008	456.0	243.0	213.0	2008	344.5	234.2	110.3
2009	430.0	211.0	219.0	2009	297.1	262.0	35.1
				平均	346.29	245.18	101.1

資料:OECD ※ いずれも短期滞在者除く

(千人)



- 定着外国人増加による効果は、2000 年から行われたイギリスの移民政策の効果に準じるものとし、その効果と、世界的な人口増加による流入圧力の上昇による効果を検討する。
- 我が国の 2000～2009 年の平均定着外国人数（101.1 千人）をベースとし、今後、イギリスと同様に年 6.6%で定着外国人が増加するものと仮定して、我が国の定着外国人数を推計する。
ただし、政府の「新成長戦略」では、外国人受入れに係る施策の目標期間を 2020 年までとしているため、これに合わせ、当該増効果は 2020 年までの設定とし、それ以降の定着外国人数は据置きとする。
- 世界人口増加による効果については、国連の人口推計をベースに、世界人口の 2010 年に対する増加率を定着外国人数に乗じる。
- さらに、我が国における定着外国人推計値の 24.5%が東京都に定着するものと仮定し、その総数を、総務省「平成 22 年国勢調査人口等基本集計」による区市町村別の外国人数の比率で按分して、各区市町村の定着外国人数を推計する。
※ 現在の我が国の外国人労働者数は 68.6 万人であるが、その約 24.5%が東京都で就業しており、この割合を準用する（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成 23 年 10 月末現在）」）。
- 以上により算出された定着外国人数を、総務省「平成 22 年国勢調査人口等基本集計」による男女別、年齢階層別比率によって按分し、各区市町村の常住人口（ベース推計）に上乗せする形で将来推計を行う。ただし、いったん東京に定着した外国人については、都外への移動は考えないものとする。

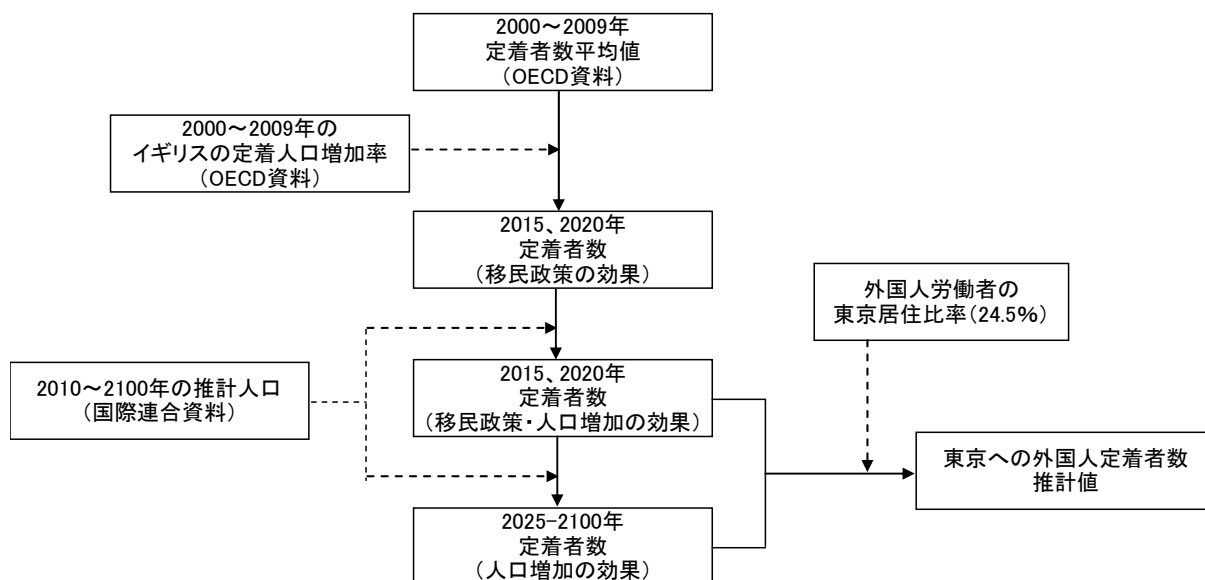
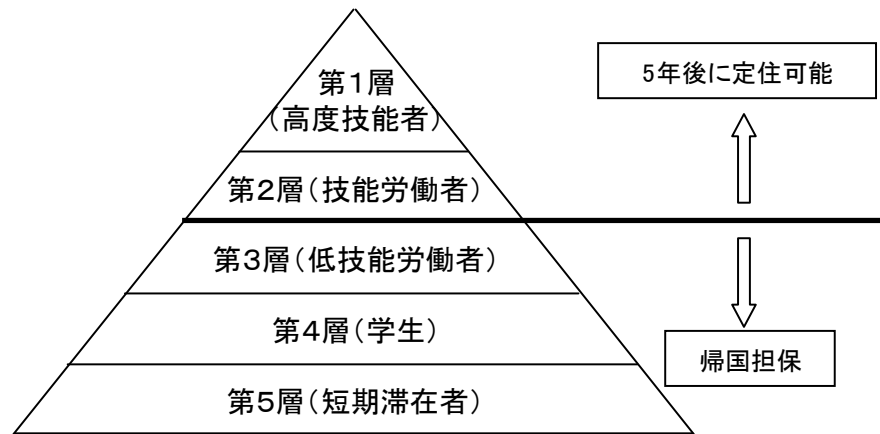


図 移民の5段階分類



2010年

保守党・自民党連立（キャメロン）政権誕生

公約に「移民流入数を減らす」

移民政策の転換 → 移民を制限する方向へ

2011年～

高度技能者等へのビザ発給数に上限設定、要件厳格化など

※ 高度人材受入れに係る我が国とイギリスの制度比較については、別紙3参照

※ 我が国のポイント制の概要については、別紙4参照

※ 「アジアヘッドクォータープロジェクト」については、別紙5参照

イギリスと日本の高度外国人材受入れに係る現制度の比較

	イギリス	日本
分類	第1階層 (ポイント制採用)	いわゆる「専門的・技術的分野」
具体例	経済発展に貢献する高度専門技術を持った人 (科学者、企業家など)	大学教授、経営者、弁護士、医師など
在留期間	3年(最長5年まで)	3年又は1年
親の帯同	×	× (一部例外あり)
家事使用人の帯同	○	× (一部例外あり)
配偶者の就労	○	△ (許可を受ければ週28時間まで可能)
永住権獲得要件	5年以上在留	10年以上在留

【参考文献及び資料】

- 法務省ホームページ
- 厚生労働省「外国人高度人材に関するポイント制導入の際の基準等に関する検討会」提示資料
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構「諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態 2008」

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

制度の概要・目的

高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入。

高度人材の活動内容を学術研究活動、高度専門・技術活動、経営・管理活動の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れられるべき高度人材とは…

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」
（平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書）

例えば…

- ①学術研究活動…基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ②高度専門・技術活動…専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ③経営・管理活動…我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

- ・ 複合的な在留活動の許容
- ・ 在留期間「5年」の付与
- ・ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ・ 入国・在留手続の優先処理
- ・ 配偶者の就労
- ・ 親の帯同
- ・ 高度人材に雇用される家事使用人の帯同

高度人材に対するポイント制を導入している国

- ・ イギリス
- ・ カナダ
- ・ オーストラリア

法令上の位置づけ

- ・ 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ・ ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- ・ 現在の在留資格に関する要件（在留資格該当性・上陸許可基準適合性）を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

制度開始後のフォローアップ

法務省において制度開始後1年をメドに実施状況を分析し、その結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて制度の見直し及び在留期間の更新の取扱いについて検討する。

（法務省入国管理局・厚生労働省公表資料より作成）

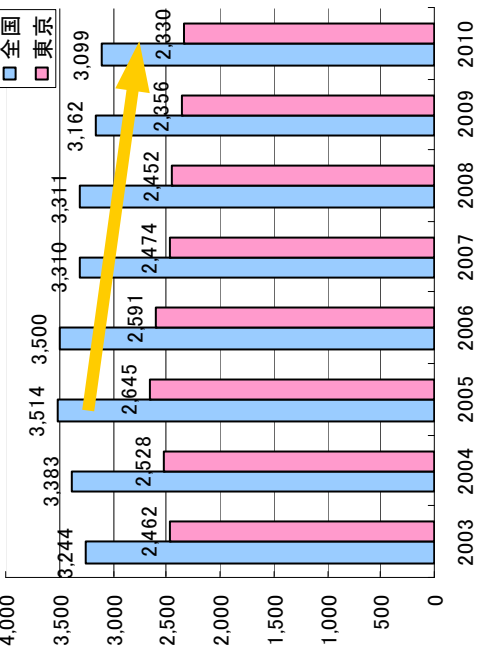
アジアのヘッドクォータープロジェクト

総合特区と都市再生を一体的に活用し、アジア地域の拠点となる外国企業を誘致する

現 状

- ◇ 世界経済における日本のプレゼンスは低下
 - ・OECD加盟国中、日本の一人当たりのGDPは、19位（2009年）と低迷
 （出典）「世界の統計2011」（総務省統計局）
- ◇ 進む日本離れ
 - ・日本の立地競争力は急速に低下し、外国企業数は、ピーク時（2005年）から大幅に減少

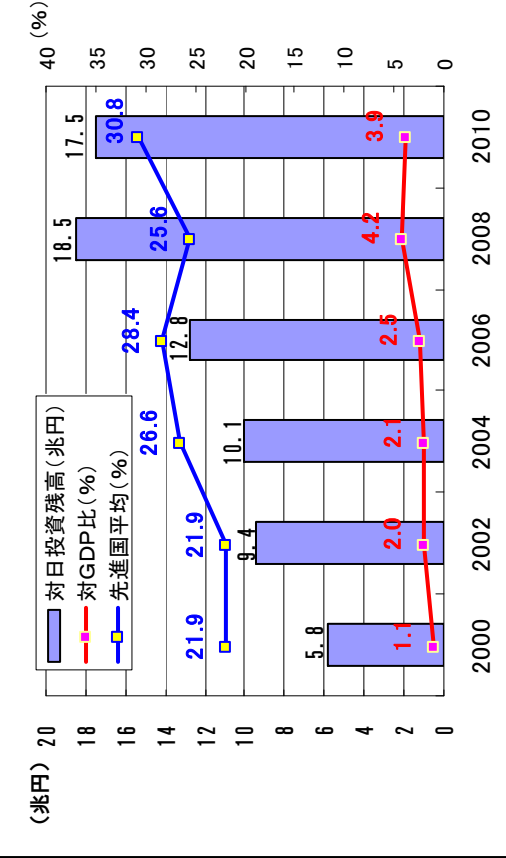
＜外国企業数の推移＞



（資料）「外資系企業総覧」（東洋経済新報社）より作成

- ・対内直接投資残高（ストック）対GDP比は、世界的にみて極めて低水準

＜日本の対内直接投資残高GDP比率の推移＞



（資料）UNCTAD, FDI/TNC database, 「本邦対外資産負債残高」（財務省）より作成

実現に向けた政策展開

- #### 目標
- アジア地域の業務統括・研究開発拠点となる外国企業を50社以上誘致
 - その他の外国企業を500社以上誘致

税制、規制緩和、まちづくりを組み合わせた戦略的企業誘致

総合特区制度（外国企業誘致）

○ 誘致・ビジネス交流

誘致活動・MICE開催による誘致対象企業の掘り起こし、**地方税（法人事業税等）の全額免除**
 [法人実効税率 40.7% → 20%台半ば]

【規制緩和】
入国・再入国審査の緩和

○ ビジネス支援

コンシェルジュ機能による**ビジネス・ワンストップサービス**の提供、中小企業とのマッチングの促進

【規制緩和】
外国人弁護士の拡大

○ 生活環境の整備

母国語で学べる学校を整備、EPA 看護師を活用した外国人向けベビーシッターの確保、社内保育所への運営費補助

【規制緩和】
教育課程特例校指定の緩和

○ BCPを確保したビジネス環境整備

先進的ビジネス支援機能、高い防災力、エネルギー自立化を誘導する**さらなる容積率緩和**

【規制緩和】
特定電気事業者参入障壁緩和

特定都市再生緊急整備地域

民間プロジェクトに対するインセンティブにより、魅力的な都市空間を実現

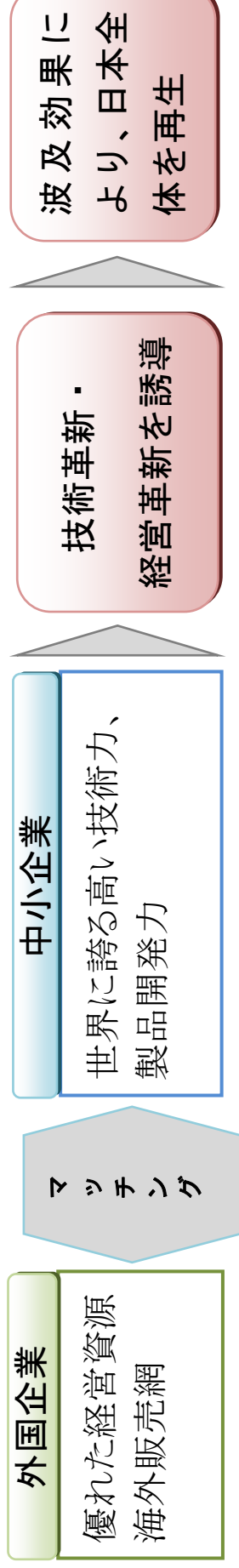
- ・不動産取得税、固定資産税の控除等による税制支援
- ・民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

＜開発イメージ＞



（写真提供）日本貿易振興機構

誘致外国企業と都内中小企業が刺激し合い、新規需要や高付加価値を創出



将来人口等の推計から読み取れる東京の将来の姿

【シナリオ推計】

■定着外国人増加シナリオ

- 東京の総人口は、2030年の1,397万人をピークに、緩やかな減少傾向をたどるものの、定着外国人増加により一定規模の人口が維持され、2100年には1,179万人と、ベース推計に比べ、約470万人の人口増となる。(図4-4-1、4-4-3)
- 外国人比率は、年を追うごとに上昇し、2010年時点では2.5%であったものが、2100年には約40%に達する。特に区部では、2100年時点で、約47%となる。(図4-4-2)
- 生産年齢人口は、2030年の約900万人をピークに徐々に減少していくが、ベース推計と比較すると一定の生産年齢人口が確保され、2100年には約600万人と、ベース推計の約1.8倍の生産年齢人口が確保される。(図4-4-4)
- 生産年齢人口比率については、ベース推計よりやや高い数値で推移するが、2100年時点においても、ベース推計の46.5%に対し、51.5%程度である。(図4-4-5)
- 現在、東京へ転入してくる外国人の多くが区部に転入し、その傾向に基づいて推計していることから、区部において大きな影響が出る推計結果となっている。

図4-4-1 東京の将来人口推計(定着外国人増加シナリオ)

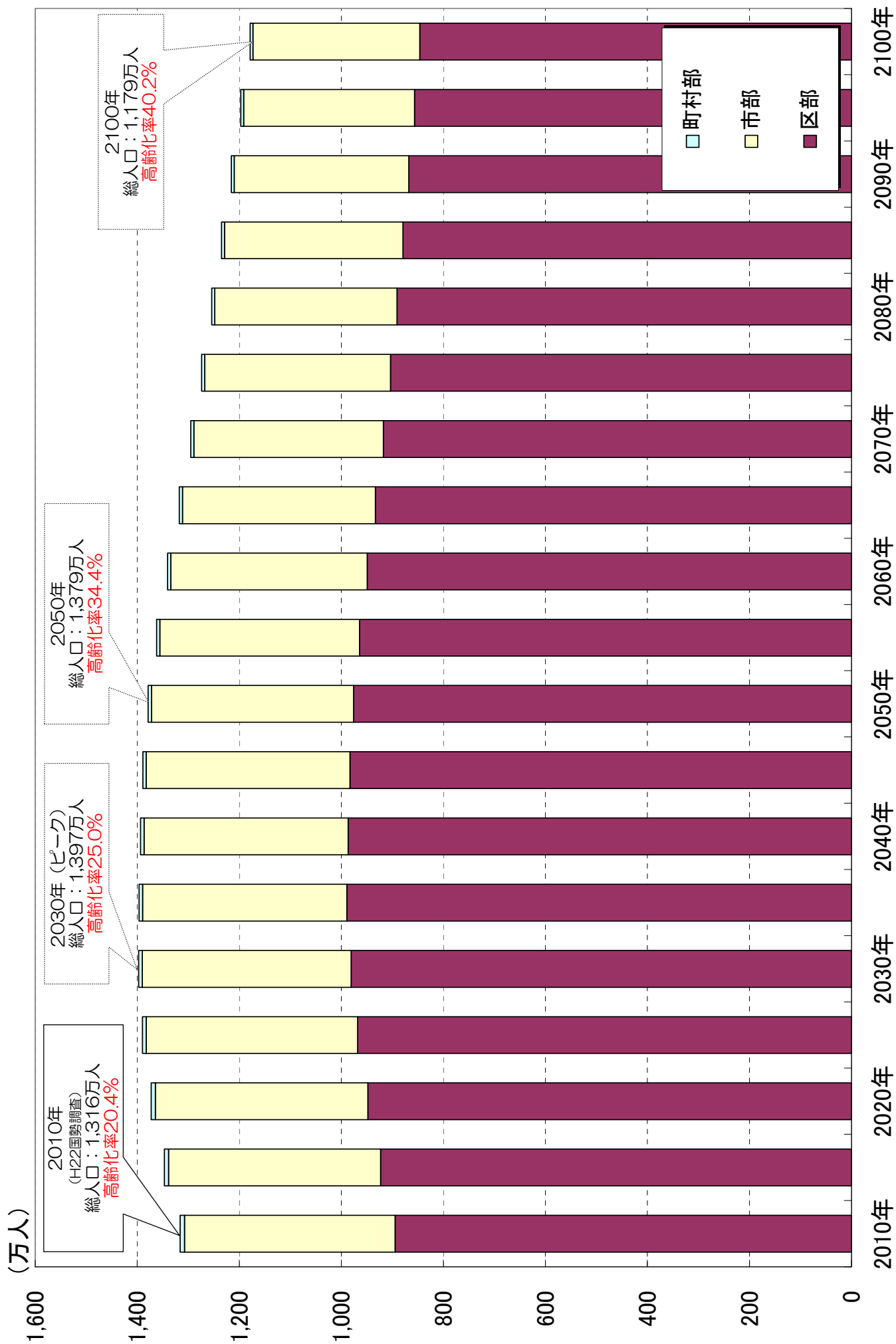
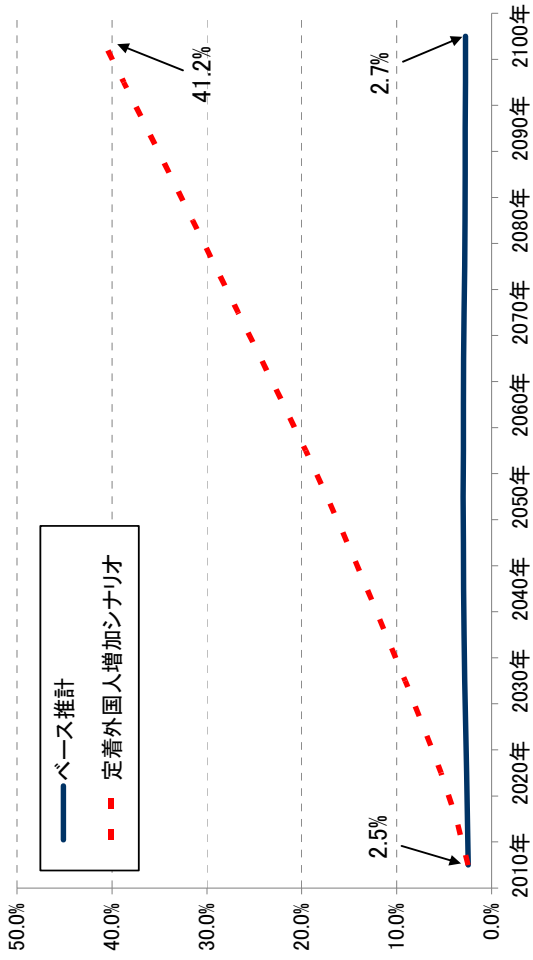
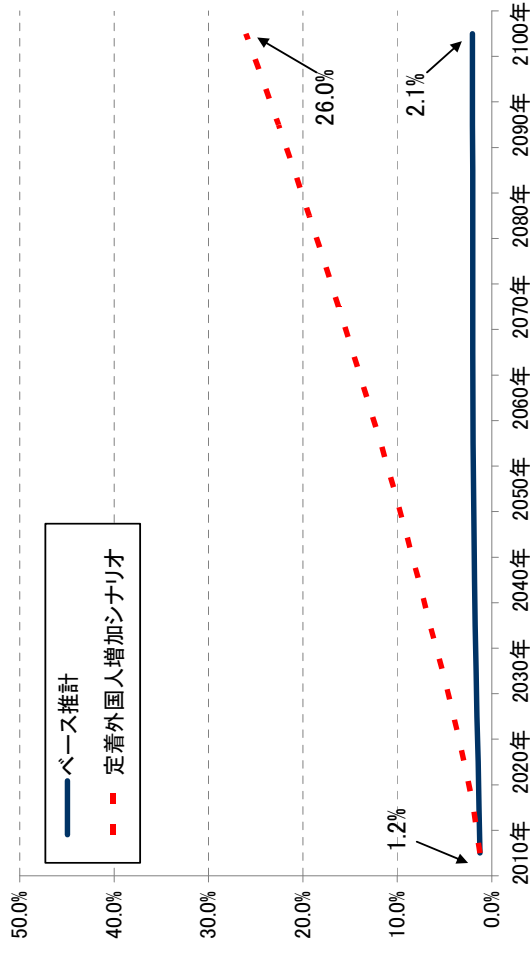


図4-4-2 東京の外国人比率の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

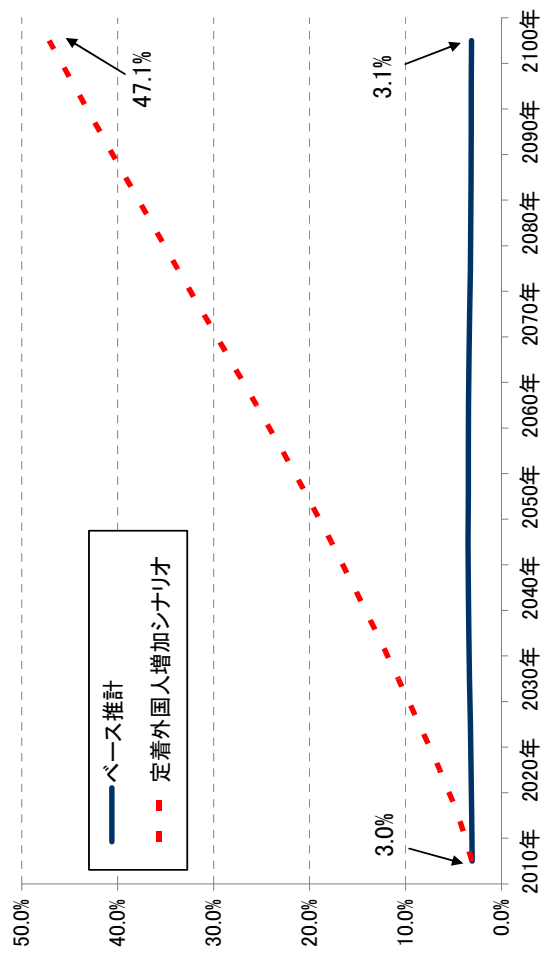
東京都 外国人比率の比較



市部 外国人比率の比較



区部 外国人比率の比較



町村部 外国人比率の比較

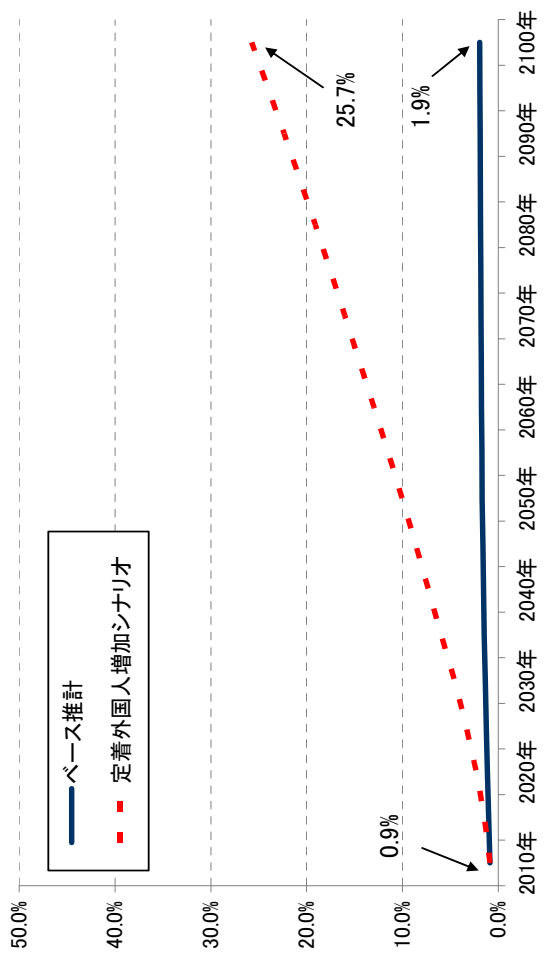


図4-4-3 東京の人口推計の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

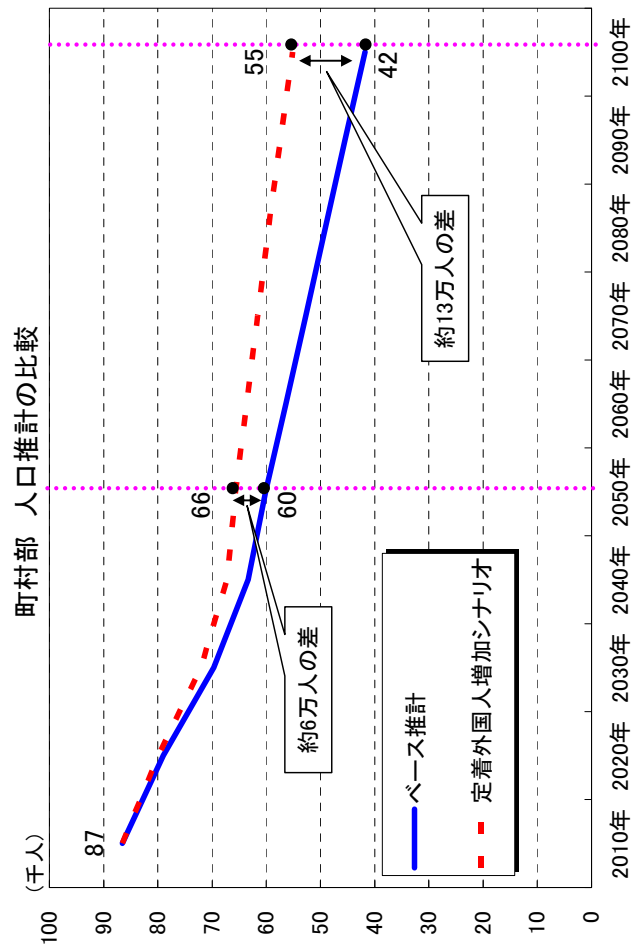
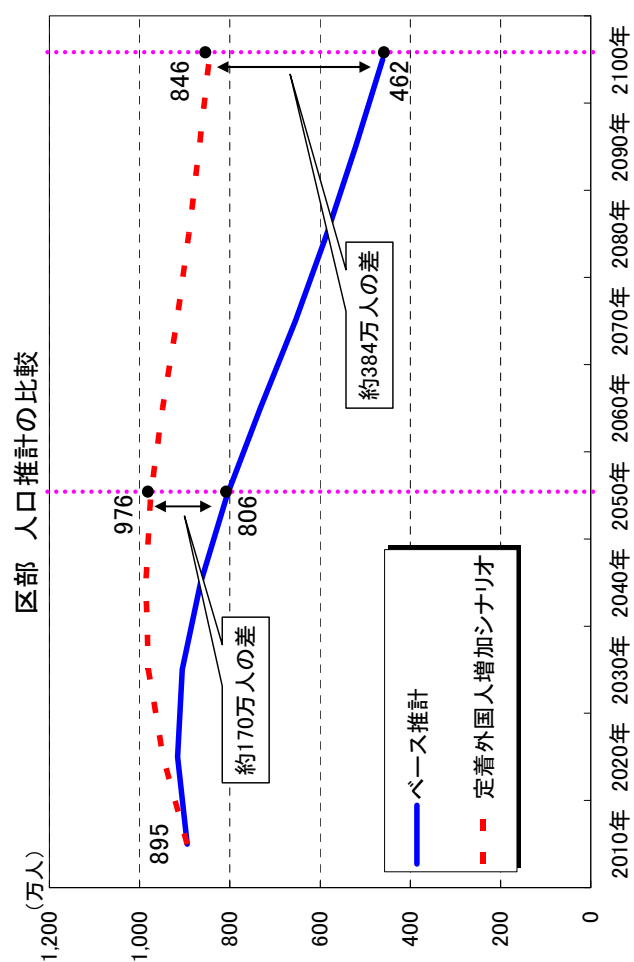
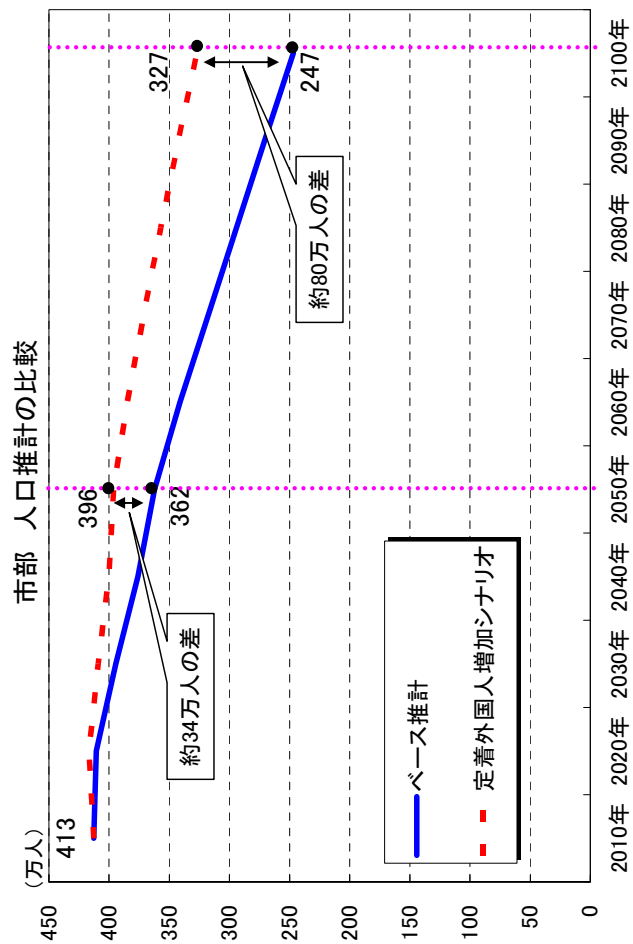
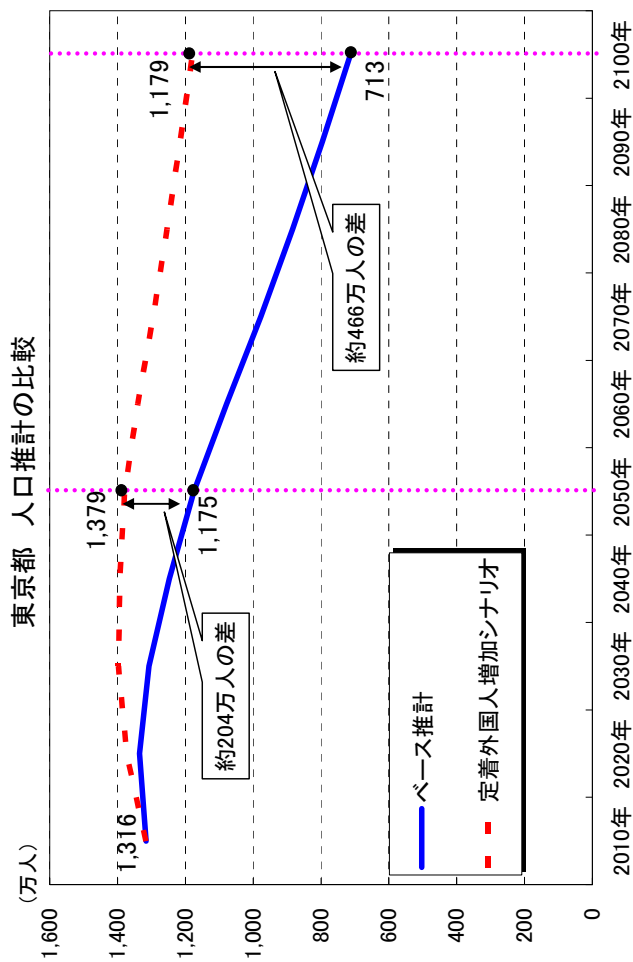
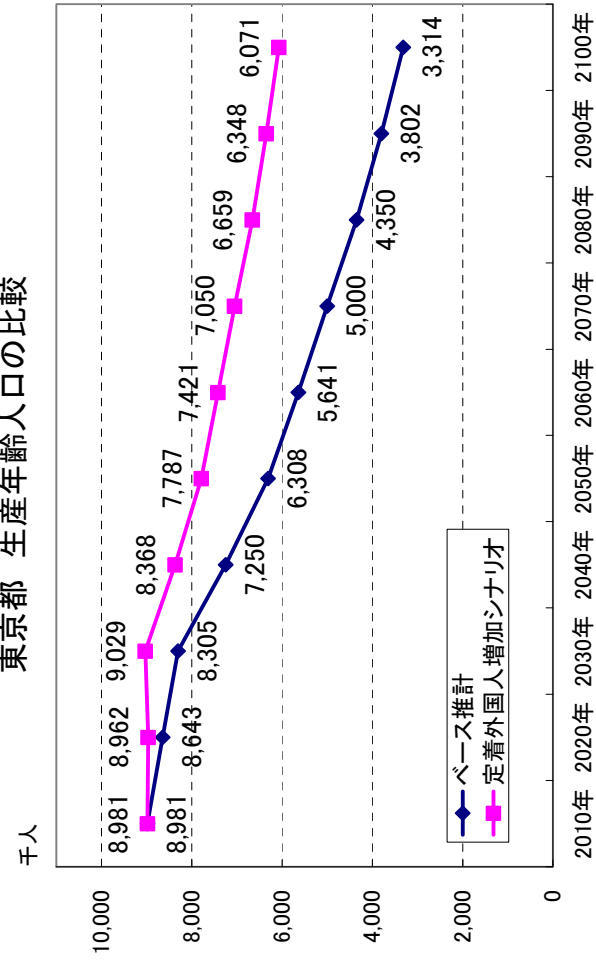
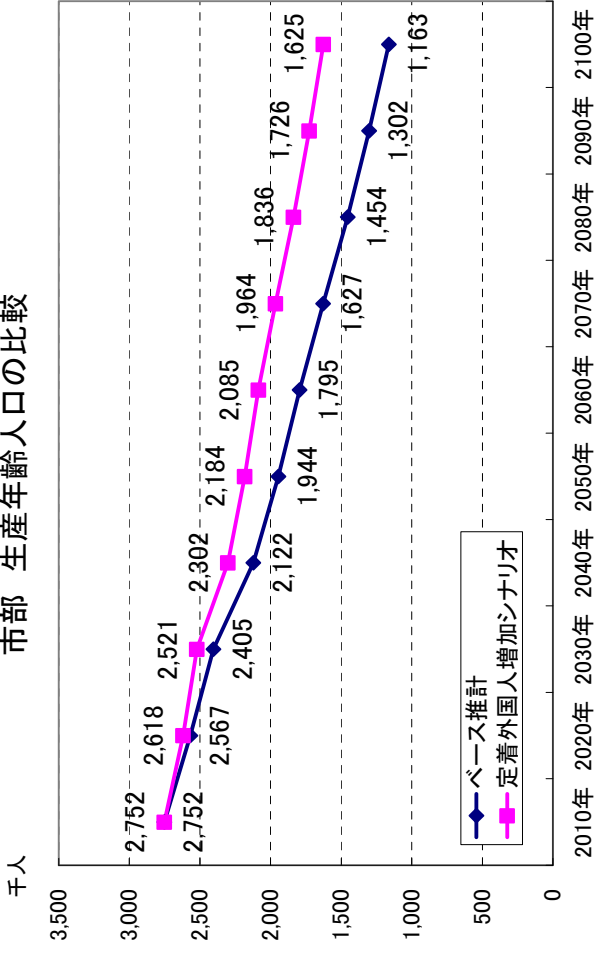


図4-4-4 東京の生産年齢人口の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

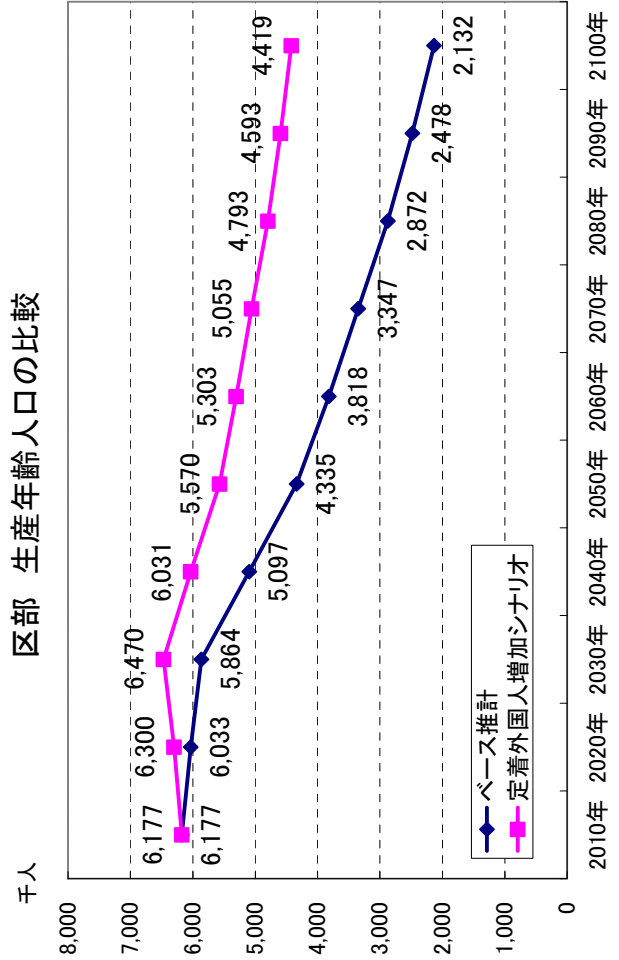
東京都 生産年齢人口の比較



市部 生産年齢人口の比較



区部 生産年齢人口の比較



町村部 生産年齢人口の比較

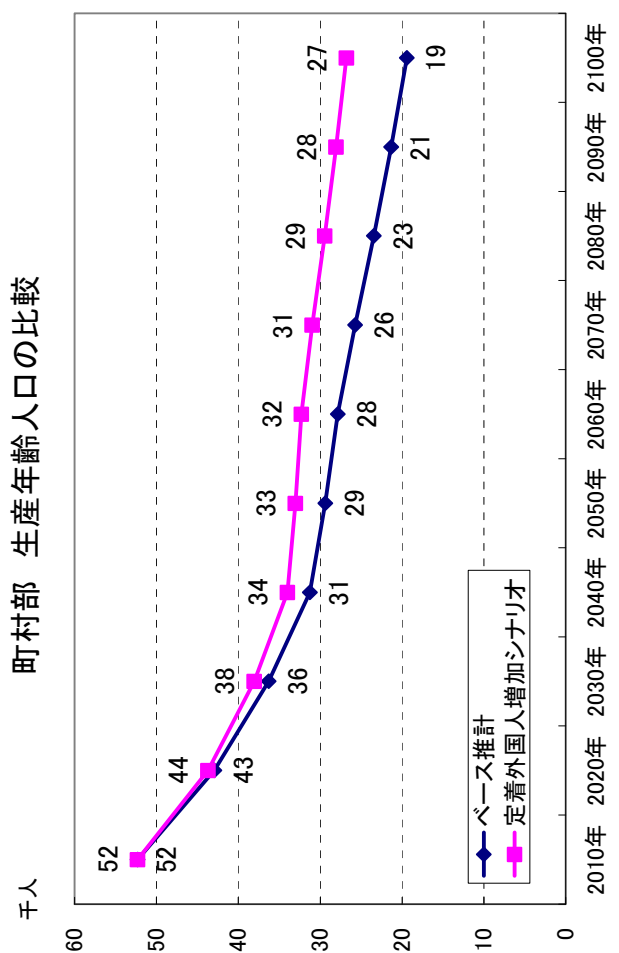
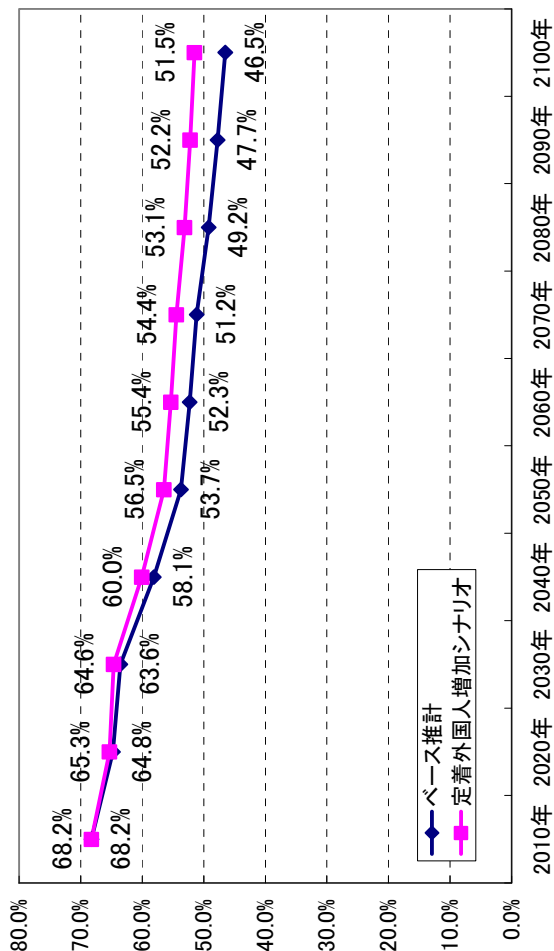
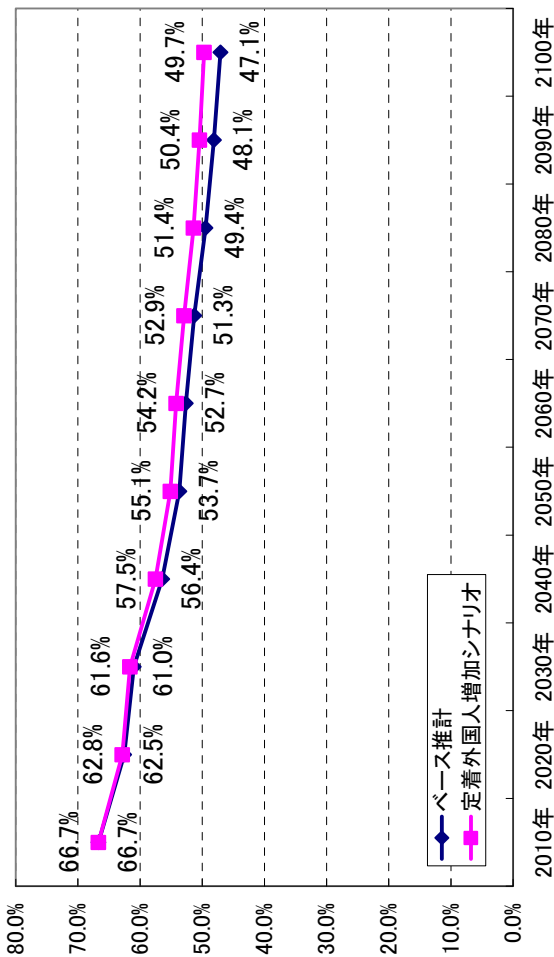


図4-4-5 東京の生産年齢人口比率の比較(ベース推計と定着外国人増加シナリオ)

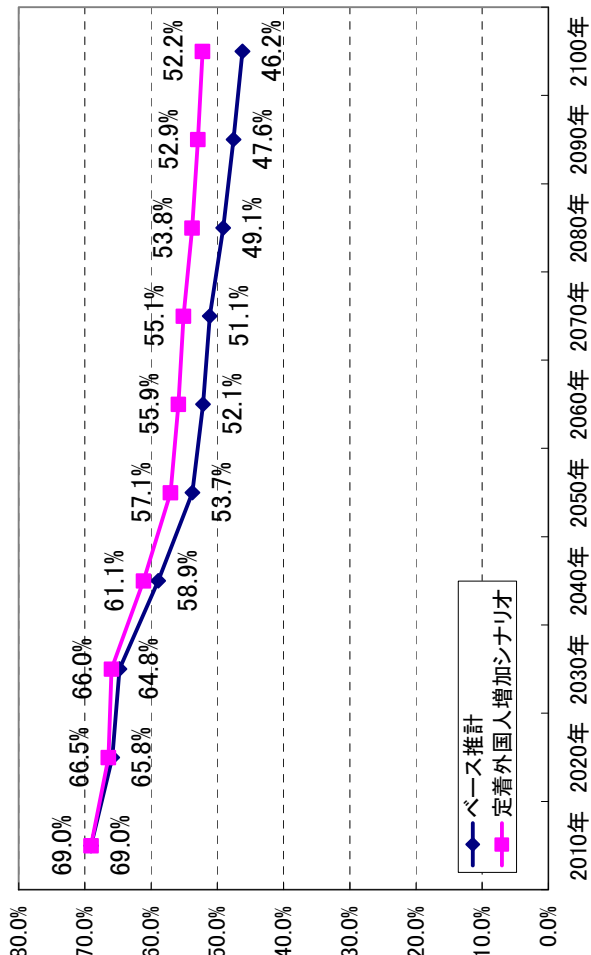
東京都 生産年齢人口比率の比較



市部 生産年齢人口比率の比較



区部 生産年齢人口比率の比較



町村部 生産年齢人口比率の比較

